

1

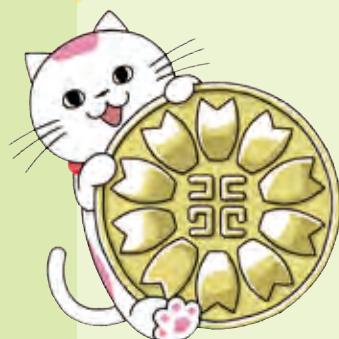
No.187

行政ぐんま

2023 GYOSEI-GUNMA

年頭のあいさつ

令和五年新年賀詞交歓会開催報告



日本行政書士会連合会
公式キャラクターユキマサくん



群馬県行政書士会

URL : <https://www.gunma-gyosei.jp/>
E-mail : office@gunma-gyosei.jp



行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



監修 文学博士 金田一春彦先生
N H K 阿部 喜充先生

昇魂之碑 慰霊の園 (上野村)

昇魂之碑はジャンボジェット機墜落事故から1年が経過する前の1986年（昭和61年）8月1日、墜落現場である「御巢鷹の尾根」に「御巢鷹山慰霊碑」（昇魂之碑）が建てられ、除幕式が開かれた。昇魂之碑は、地元群馬県多野郡の有志により寄贈されたもので、毎年8月11日に18時56分の墜落時刻に合わせて神流川で灯籠流しが、8月12日には慰霊登山が行われている。（ウィキペディアより引用）

慰霊の園は村民有志が土地を提供し、村やJALによる公益財団法人・慰霊の園が1986年8月1日に開設した慰霊施設。持ち主がわからない遺品や事故記録などが展示されている展示棟は、1987年に完成した。（Aviation Wireより、引用）



GYOSEI-GUNMA
CONTENTS

1

01 年頭のあいさつ

年頭のご挨拶	群馬県行政書士会 会長 秋山 賢治	3
新年知事あいさつ	群馬県知事 山本 一太	4
令和5年 会長年頭所感	日本行政書士会連合会 会長 常住 豊	5
年頭のごあいさつ	群馬県議会議長 星名 建市	6

02 令和5年 新年賀詞交歓会 開催報告 7

03 本会のうごき

・「倫理研修受講義務化」及び「職務上請求書の管理体制の強化等」についてのお知らせ	10
・【ご報告】令和4年度特定行政書士法定研修について	
..... 特定行政書士法定研修責任者 中島 肇	13
・東京都行政書士会主催による法教育授業に関する報告書	
..... 群馬県行政書士会 企画開発部 塩野 有希	
..... 業務推進グループ員 穂苅 優人	15
・高崎市立中央小学校で法教育を実施	企画開発部 塩野 有希 16
・行政書士の電話無料相談報告	17
・広報部からのお知らせ 行政書士無料相談会	18
・群馬県警表敬訪問	報告者 事務局長 渡辺真理子 19
・会務報告（9月、10月、11月、12月）	20

04 研修会等報告

・令和4年度（前期）新人会員研修 報告	業務指導部長 山田 英史 24
・分科会 開催報告	業務推進グループリーダー 古田島俊憲 25

05 支部だより

・前橋支部 親睦研修旅行会	前橋支部長 池田 正晃 26
・高崎支部 高崎支部旅行報告	高崎支部長 吉田 憲一 26
・高崎支部 西毛4支部合同研修会・懇親会報告	高崎支部長 吉田 憲一 27
・桐生支部 あつまれ SDGs スーパー DX	桐生支部 福田 光 27
・太田支部 令和4年度建設業財務諸表作成研修会 開催報告書	太田支部長 服部 成二 28
・太田支部 令和4年度広報月間「安心！終活セミナー」開催報告書	太田支部長 服部 成二 29
・渋川支部 行政書士による空き家、遺言・相続に関する無料相談会開催報告	渋川支部長 中澤 功史 29
・渋川支部 群馬県行政書士会渋川支部無料相談会 開催報告	渋川支部長 中澤 功史 30
・渋川支部 令和4年度日曜開催空き家相談会 報告	渋川支部長 中澤 功史 30
・吾妻支部 「マイナンバーカード代理申請手続事業」について	吾妻支部 橋詰 元良 31
・館林支部 なでしこ活動 2022	館林支部長 吉田 明浩 32

令和4年度 行政書士試験 実施報告	33
-------------------------	----

06

日行連ニュース

- ・令和4年度 日本行政書士会連合会と関東地方協議会との連絡会 参加報告
..... 副会長 古田島 俊憲 ... 34

07

日政連ニュース

- ・群馬県議会議員顧問県議団と日本行政書士政治連盟群馬県支部との意見交換会について
..... 日政連群馬県支部 幹事長 亀田 恒義 ... 35
- ・群馬県庁において、群馬県知事選挙推薦書授与式を行いました。 35

08

読んで得する業務資料

- ・業務資料について～標題一覧～ 36

09

お願い・連絡事項

- ・広報部からのお知らせ 38
- ・年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう 38
- ・群馬県最低賃金改正決定の会報誌（紙）等への掲載依頼について 39
- ・ぐんま電子申請受付システムを利用した群馬県納税証明書の電子申請による請求の受付について
..... 40

10

コスモス群馬

- ・「成年後見制度市町村体制整備アドバイザー派遣事業」について
..... コスモス成年後見サポートセンター群馬県支部長 上原 陽子 ... 42
副支部長 坂井 淳志
- ・入会前研修開催中～♪ コスモスぐんま業務部長 廣兼喜久恵 ... 42
- ・VOICE ～コスモス会員活動録～ vol.1 初仕事の思い出とともに
..... コスモスぐんま 石川 裕治 ... 43

登録事項変更	44
--------------	----

11

編集後記



年頭のご挨拶

群馬県行政書士会

会長 秋山 賢治

01

会員の皆様におかれましては、健やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。あわせて日頃より群馬県行政書士会の運営に多大なるご理解とご協力をいただき、心より御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症第8波の拡大が見込まれ、寒の季節に向かいインフルエンザとの同時流行も懸念されています。一層の感染症対策をお願いいたします。

世界的に国際紛争の勃発や、物価上昇などへの経済政策や医療制度の逼迫など不安が拡大し閉塞感に包まれています。

令和5年が会員の皆様にとって、輝かしい一年となりますようお祈りいたしますとともに、年頭に当たり、withコロナの時代をいかに乗り越えていくのか、会員の皆様と共に考えていきたいと思ひます。

行政書士制度も施行から70年を超えて、行政のデジタル化と規制改革への対応のため、私たちは業務全体を含め、視点と行動を変革する契機を与えられているのではないのでしょうか。

今年も、事業継続のための融資申請などもあわせ、電子申請を通じて、行政書士業務の果たす役割が期待されています。私たちも行政書士制度の有用性を明確に発信するときと考えます。

変革の時代の中で、将来に向けて行政書士が社会に必要とされ、益々活躍できるためには、職業倫理を確立するとともに、常に研鑽を継続していただき、行政書士としての「矜持」を示していただきたいと考えます。職務上請求書の適正利用など、会員の皆様が資格者としての自信と誇りを持って業務を実践していただきたいと思ひます。

本会といたしましても群馬県をはじめ各市町村、各機関に申請書ダウンロードにおいて、行政書士の専管性を認知していただけるよう周知活動を継続し、すべての許認可申請に代理人行政書士欄を設けていただけるよう要請しております。

併せてデジタル化社会における電子申請の代理人として、行政書士資格の認証制度にも注力するときです。総務省と日行連の協議によれば法人会員の資格認証はGbiz 個人会員はマイナンバーカードの利用が決定されました。総務省からのマイナンバーカード代理申請事業も継続されています。会員の皆様には一層のご理解とご協力をお願いいたします。

従来の許認可業務、遺言・相続などの業務に加え、少子高齢化に伴う、空き家や耕作放棄地の増加、外国人労働者の増加など、群馬県特有の事情にも目を配り、在留制度の変更、農地法の下限面積の変更など、常に情報を収集し確実に対応しましょう。中小企業支援、成年後見、法教育事業等、社会貢献活動にも注目していただきたいと思ひます。本会としても、行政機関や地元金融機関との連携を深化し、相談業務の拡大を実践してまいります。そのことが会員の業務開拓に繋がれば幸いです。

新型コロナウイルス感染症拡大による、分散通勤、テレワークの推進等が進めば、首都直下地震の備えも求められ、首都機能の移転構想が現実的なものになるでしょう。首都圏への通勤も可能で、自然災害が少なく環境にも恵まれた、群馬県への移住、企業の移転も拡大するでしょう。

会長就任以来、新しい試みとして、入管業務、遺言・相続、建設業許可等に関する参加型の事例発表会・意見交換会を開催いたしました。今後も分野を拡大して行きたいと考えます。併せて、実務精通者を中心に業務ごとの「分科会」を設立し、「マイスター」ともいえる次世代の実務家を育成いたします。

また、情報通信技術（ICT）を活用しWEB会議の拡大や、ZOOMを利用したハイブリッド研修を、継続実施いたします。会員の皆様の積極的なご参加をお願いいたします。

新しい年が会員の皆様にとって、充実した飛躍の年となりますようお祈り申し上げますとともに、本会の運営につきまして一層のご支援ご鞭撻をお願い申し上げ、年頭のご挨拶といたします。



新年知事あいさつ

群馬県知事 山 本 一 太

明けましておめでとうございます。群馬県行政書士会の皆さまには、健やかな新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

皆さまには、日頃から県民と行政をつなぐ架け橋としてご尽力いただいておりますことに、深く敬意を表します。併せて、デジタル先進県を目指す群馬県として取り組んでおりますマイナンバーカードの取得促進に関してもご協力いただき、心から感謝申し上げます。

さて、前年に引き続き、昨年も「新型コロナの抑え込み」と「経済の回復」に全力を注いだ1年でした。同時に、アフターコロナ時代を見据え、新たな富やイノベーションを生み出す政策にも、果敢に取り組みました。

日本の温泉文化をユネスコの無形文化遺産に登録する運動に関しては、全国有数の温泉王国である群馬県が中核となって、与党の国会議員連盟や、知事の会を発足させました。遺産登録に向けた強力な推進体制を整えることが出来たと考えています。

加えて、群馬県が、他県より一步進んだ「DXの推進」や「災害レジリエンスの強化」を打ち出し、次々と政策を実行していることで、本県の存在感や評価は、大きく高まったと感じています。実際、2つの大手企業が群馬県への本社機能の移転を決めました。知事として、こうした動きをととても力強く感じています。

4月には、Gメッセ群馬において、初めて誘致に成功した重要な国際会議「G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合」が開催される予定です。群馬県が目指す「デジタル技術による地域課題解決」の推進に大きく弾みをつけると共に、群馬の魅力を世界に向けてアピールする絶好の機会にしたいと考えています。

本年も、群馬県が未来ビジョンとして掲げた「誰一人取り残さず、誰もが幸福を実感できる自立分散型の社会の実現」を目指し、知事である私が自ら先頭に立ち、邁進していく決意です。

皆さまには、引き続き県政へのご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、新しい年が、皆さまにとって幸多き輝かしい年となりますよう、心からお祈り申し上げます。



令和5年 日本行政書士会連合会 会長年頭所感

日本行政書士会連合会

会長 常住 豊

01

令和5年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

群馬県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃から日行連の事業推進に対し御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、各地においては行政機関並びに地域住民からの期待に応え、行政書士制度発展のため御尽力いただいておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返ると、新型コロナウイルス感染症の収束は見え、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に端を発した世界規模のエネルギー危機が発生するなど、世界情勢の混乱は増すばかりであったと言えます。社会全体に不安が広がる中ではありますが、そのようなときにこそ行政書士の存在意義も大きくなります。国民の皆様が抱える不安や困りごとに対して「そうだ、行政書士に相談しよう!」と自然に想起していただけるよう、国民に寄り添い、国民から必要とされる存在として、今後も会員の皆様と共に研鑽に励むとともに、日々の事業に取り組んでまいります。

日行連では、昨年、ウクライナ避難民等への支援について人道的見地から積極的に取り組んでまいりました。また、デジタル化への対応として、政府が行う各種コロナ支援策における電子申請等への協力をするとともに、「誰一人取り残さない」社会のデジタル化に向けて必要不可欠なマイナンバーカードの普及促進について、総務省からの委託による代理申請手続事業を展開するなど積極的に推進してまいりました。この事業については特に年度内までの範囲での取組としており、各単位会、各会員におかれましては、引き続き顧客対応場面等におけるマイナンバーカードの取得促進に向けた代理申請等の申請支援に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

加えて現在、中央省庁に対しデジタル・デバイド解消や、なりすまし等による不正な申請を防止すべく、行政書士が申請者の代理人として支援できる環境の整備等を強く要望しております。デジタル時代において、更に重要性が増すのは様々な証明業務です。大正9年の内務省令「代書人規則」の頃より「事実証明に関する書類の作成」は行政書士の業務であり、今後も行政書士の有する事実証明に関する役割、社会的な有用性は高まっていくものと考えております。

また、国が設置する有識者会議等への行政書士の登用についても、国等への要望を強力に推し進めてまいります。

行政書士制度の更なる発展には、会員の皆様による現場の活動が必要不可欠となります。今後も日行連として、会員の皆様が一様に行政書士であることを誇りに思えるよう、確固たる地位の確立と制度の維持発展に全力を尽くしてまいります。

最後に、この新しい年が群馬県行政書士会並びに会員の皆様にとって、心豊かに過ごせますよう、そして益々の飛躍の年となりますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



年頭のごあいさつ

群馬県議会議員 星 名 建 市

明けましておめでとうございます。

令和5年の新春を迎えるに当たり、群馬県行政書士会の皆様に、県議会を代表して、謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。

去年は、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、感染防止対策と社会経済活動の両立を模索する1年となりました。この間、医療・福祉の現場において、強い使命感のもと、業務に従事していただいた皆様をはじめ、感染拡大防止にご協力いただいた全ての県民・事業者の皆様に、心から御礼を申し上げます。

その新型コロナウイルス感染症については、未だ予断を許さない状況が続いているところではありますが、これまでの科学的知見の積み重ね等により、次第にWithコロナの新たな段階への移行が進みつつあり、今後は、社会経済活動の正常化に向けた動きが期待されます。

他方で、地域経済は、約3年に及ぶコロナ禍に加え、ロシアによるウクライナ侵攻等に端を発した原油価格や物価の高騰、そして急速に進む円安の影響などにより、各方面において深刻な打撃を受けており、その回復に向けての支援が必要です。

県議会といたしましても、一日も早く県民の皆様の平穏な日常生活を取り戻せるよう、引き続きコロナ対策をはじめ、力強い経済の再生とさらなる飛躍に向け、県執行部並びに関係機関との連携を図りながら、全力で取り組んでまいります。

さて、いよいよ新しい年「令和5年」が始まります。4月には、本県で先進7カ国首脳会議（G7サミット）デジタル・技術大臣会合の開催が予定されており、本県の魅力を世界にアピールできる絶好の機会となります。現在、進めている日本の温泉文化のユネスコ無形文化遺産への登録についても強力に発信できたらと考えております。

現在、本県は、少子・高齢化による人口減少や、情報化・グローバル化などの社会構造の変化による様々な課題に直面しております。こうした県政の課題に対し、群馬県議会では、個々の議員が、それぞれの地域において、皆様の声をしっかりと受け止め、皆様の未来を照らす光を届けてまいります。

本年が皆様にとりまして健やかで幸多き年となりますよう、心から祈念申し上げ、年頭のごあいさつといたします。

令和5年 新年賀詞交歓会 開催報告



02



秋山 賢治 本会会長

令和5年1月12日(木)午後4時から、エテルナ高崎2階ヴァンペールで新年賀詞交換会が開催されました。コロナ感染拡大の第8波が襲来している最中での開催となりましたので、マスク着用、手指のアルコール消毒の徹底、各テーブルに飛沫防止のアクリル板を設置するなどしてコロナ感染防止のための策を講じました。

まずは本会の秋山賢治会長による挨拶がありました。新たな年を迎えるにあたり、国民の権利義務の実現のため、行政書士の業務拡充を実現するべく、今後の意気込みと抱負を述べられました。

次に、本会名誉会長である山本一太知事より、デジタル推進県としてデジタル会合の誘致が実現出来た旨の報告と、県民の経済の活力に資するため、さらなる力添えを希望したい旨のお言葉を頂戴しました。

国会議員の来賓として、福田達夫、尾身朝子、福重隆浩、笹川博義、各衆議院議員より、国政と行政書士業務の関わり方に対する熱い思いと労いのお言葉をいただきました。

続いて、群馬県議会議員を代表して、星名建市議長からも心のこもった祝辞と、激励をいただきました。

高崎市長、渋川市長、安中市長、みどり市長、藤岡副市長から、マイナンバーカード申請手続きに関する日頃の労いと、今後の連携強化についてお言葉をいただきました。

日行連、常住豊会長からも温かい祝辞と、行政書士の業務拡充について抱負と熱い思いを語っていただきました。

そして、日行連政治連盟、井口由美子会長より、乾杯のご発生をいただき祝宴がはじまりました。

終始和やかな雰囲気のもと、つつがなく閉会となりました。コロナ禍の中、今年も県議会議員、各団体の代表、単位会会長等、大勢の来賓の方々にご参加いただき、また、各支部から新規登録者を含めて約110名のご出席をいただき、盛大な新年賀詞交歓会となりましたことをご報告いたします。

広報部副部長 仲道さゆり



山本一太群馬県知事



左から、福田達夫衆議院議員、
尾身朝子衆議院議員、福重隆浩衆議院議員



笹川博義衆議院議員



群馬県議会議員



左から、富岡賢治高崎市長、高木勉渋川市長、
岩井均安中市長、須藤昭男みどり市長、高橋厚藤岡副市長



常住豊日行連会長



会場の様子



井口由美子日政連会長



日行連関東地方協議会会長・副会長

群馬県行政書士会・日政連群馬県支部

02



重要【全会員に関係する事項です】

「倫理研修受講義務化」及び「職務上請求書の管理体制の強化等」についてのお知らせ

群馬県行政書士会総務部

昨年、栃木県行政書士会の会員が、探偵業者からの依頼を受け、職務上請求書の不正使用により他人の戸籍謄本や住民票を取得したとして、住民基本台帳法、戸籍法及び行政書士法違反の容疑で逮捕されました。本件においては数百件もの不正請求が行われた事実が判明しています。

これまで、職務上請求書を不正に使用した事件が累次にわたり発生しており、その都度、適正使用について注意喚起を行うとともに、使用済みの職務上請求書控え綴りの確認体制を強化するなどの対策が講じられてきました。

しかしながら、依然として職務上請求書の不正使用は後を絶たない状況にあり、上記のような大きな事件が発生したばかりであるにもかかわらず、時を置かず千葉県行政書士会においても不正使用事案が発生しています。

また、職務上請求書の不正使用のみならず、全国において、他士業法侵犯、行政書士法に基づく各種義務規程違反など、倫理観の欠如が原因と思われる非違行為が後を絶たない状況にあります（日行連のホームページや会報において綱紀事案が多数公表されていますので御確認ください）。

このような状況に鑑み、総務省の指導のもと、日行連は会則を一部改正し、全ての行政書士に倫理研修の受講義務を課すこととし、それとともに職務上請求書の管理体制をこれまで以上に厳しくすることとしました。

今後は、全会員が倫理研修を受講しなければならず、職務上請求書を購入する会員は、当該倫理研修の修了証（写し）を提出しなければなりません。倫理研修の受講は全会員の義務であり、職務上請求書の購入を希望する会員のみが受講すれば足りるというものではありませんので御注意ください。

御不便をおかけしますが、官公署や国民との信頼関係を再構築するためには会を挙げて取り組まなければなりませんので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

変更点は下記のとおりとなりますので御確認ください。

記

1. 一般倫理研修の受講義務化について

(1) 対象 個人会員全員

(2) 受講時期※

① 令和5年8月31日時点で会員である者

令和6年3月31日までに、一般倫理研修を受講し、修了しなければなりません。

② 令和5年9月1日以後会員になった者

登録月の翌月初日から起算して3か月以内に一般倫理研修を受講し、修了しなければなりません。

③ 一般倫理研修を修了した者（①又は②で修了した者のことを言う。）

修了日の5年後の日が属する年度に再度一般倫理研修を受講し修了しなければならず、以後も同様となります。

※注意：施行日に先んじて、令和5年3月頃（予定）から研修動画の配信は開始されとのことです。ただし、受講者が集中することによるサーバーの負担軽減のため、日行連から指示された時期・順序にしたがい、単位会ごとに受講することになります。受講可能となる時期につきましては判明次第周知します。

(3)受講方法 VOD方式により日行連の中央研修所サイトから受講していただく方式を原則としますが、受講環境が整っていない会員に向けて研修会場にて受講していただくことを検討しています。

2.職務上請求書の扱いの変更点について

令和4年8月31日に、日本行政書士会倫理研修規則が制定され、及び日本行政書士会連合会が定める職務上請求書の使用及び取扱いに関する規則が改正され、①倫理研修の受講義務化、②組織的な指導・管理体制の構築、③払出し時の確認作業の厳格化、④不正使用者への罰則の強化、以上の措置が講じられることとなりました(日本行政書士会連合会倫理規則並びに①及び③については、令和5年8月31日施行)。

これを受け、令和5年8月31日以降の職務上請求書の払出し方法を次のように変更します。

(1)払出日の限定

これまでは随時販売していましたが、施行日後は毎月決まった日にのみ払い出すこととします。払い出しを行う日は原則として月に2回とし、スケジュールは決まり次第周知します。

(2)購入時の必要書類

「購入申込書」「誓約書」「使用済みの職務上請求書控え綴り」のほかに、一般倫理研修を修了したことを証する書類が必要となります。

(3)使用済み職務上請求書控え綴りの確認

これまでは事務局職員が行っていましたが、行政書士の実務を行っていない事務局職員が確認作業を行っていたことが通弊となっていましたので、施行日後は役員が確認作業にあたります。

(4)郵送による払出

郵送による購入の申し込み及び払い出しはこれまでどおり可とします。ただし、郵送による購入の申し込みを行った会員に対する払い出しは、上記(1)によりスケジュールされた払出日に行うことになります。

職務上請求書の控え用紙に未記入箇所があった場合は「利用目的の種別欄等未記入理由書」、控え用紙が50枚に満たない場合には「控え用紙紛失報告書」を提出していただくこととなり、また、行政書士の業務とは認められない業務に使用されていたような場合には、所管部署による指導、審査を受けていただくことになります。それらのやり取りを経た場合は払い出し日が先に延びることになりますので、予めご承知おきください。

(5)金額

2,000円に改定します。

【変更点一覧】

No.	項目	変更後	変更前
1	販売	<u>毎月2回のみ</u>	<u>随時</u>
2	購入時の必要書類	・購入申込書 ・誓約書 ・使用済みの職務上請求書控え綴り (2回目以降の購入の場合) ・<u>倫理研修修了証の写し</u>	・購入申込書 ・誓約書 ・使用済みの職務上請求書控え綴り (2回目以降の購入の場合)

3	払い出し	即時 ○ただし、月に2回ある払出日に限ります。郵送の場合もこの払出日にのみ払い出すことになります。	即時
4	使用済みの職務上請求書控え綴りの確認作業を行う者	・ <u>総務部員等の役員（ただし書きを削除）</u> ※今後は役員のみが確認作業を行う。	・総務部（ただし、総務部長の指示により、事務局員に確認させることができる。） <u>※実際の運用においては事務局員が確認作業を行っていた。</u>
5	金額	<u>2,000円</u>	<u>800円</u>
6	使用頻度が基準の冊数を超えた場合	① <u>1年間で10冊を超えた場合は、「理由書」及び「請求に係る業務の内訳書」が必要となる。</u> ② <u>1年間で20冊又は1月に2冊を超えた場合は、「理由書」及び「事件簿」を提出していただきます。</u>	
7	罰則の強化 <u>職務上請求書の不正利用を理由として知事又は会長から処分された場合に一定期間職務上請求書を購入及び使用することができない期間等が変更になります。</u>	・法第14条第一号又は第14条の2第一号の処分は、処分の日から <u>2年</u> ・法第14条第二号又は第14条の2第二号の処分は、業務の停止の日から期間終了の翌日より <u>4年</u> ・単位会会則に基づく訓告処分は、処分の日から2年 ・単位会会則に基づく会員権の停止処分は、会員権の停止の日から期間終了の翌日より <u>2年</u> ・ <u>過去に職務上請求書の不適正な使用又は管理を理由として都道府県知事による法第14条第三号の処分又は単位会会則に基づく廃業勧告処分若しくは解散勧告処分を受けたことがある行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書の購入及び使用を禁止する。</u>	・法第14条第一号又は第14条の2第一号の処分は、処分の日から <u>1年</u> ・法第14条第二号又は第14条の2第二号の処分は、業務の停止の日から期間終了の翌日より <u>2年</u> ・単位会会則に基づく訓告処分は、処分の日から1年・単位会会則に基づく会員権の停止処分は、会員権の停止の日から期間終了の翌日より <u>1年</u> ・ <u>単位会会則に基づく廃業勧告処分又は解散勧告処分は、処分の日から5年</u>

【ご報告】 令和4年度特定行政書士法定研修について

【ご報告】 令和4年度特定行政書士法定研修について

特定行政書士法定研修責任者 中島 肇

令和4年10月16日（日）に、前橋テルサ 4 階第 3 研修室にて令和4年度特定行政書士法定研修を実施いたしました。令和4年度特定行政書士法定研修に関しまして、群馬県行政書士会では8名の申込があり、4名が研修を修了し特定行政書士として名簿に付記されました。

日本行政書士会連合会から、下記のとおり結果の公表が行われましたので、ご報告いたします。

記

1. 令和4年度特定行政書士法定研修に係る結果の公表について（全国）

申込者数：625名

受験者数：514名

修了者数：336名

合 格 率：65.4%

※公表事項については、日行連ホームページ会員専用サイト「連con」に掲載されております。

2. 参考資料 特定行政書士法定研修単位会別修了者数

※修了者数は総数になりますので、特定行政書士法定研修修了後に退会した会員も含まれた人数です。

以上

特定行政書士法定研修

単位会別修了者数

No.	単位会	R4 修了者数	R3 修了者数	R2 修了者数	R1 修了者数	H30 修了者数	H29 修了者数	H28 修了者数	H27 修了者数	累計 修了者数
01	北海道	8	14	5	4	8	8	26	79	152
02	秋田県	0	4	0	1	0	3	5	9	22
03	岩手県		0		2	1	4	4	11	22
04	青森県	0	3	0	0	1	2	4	10	20
05	福島県	3	3	5	3	3	5	5	25	52
06	宮城県	9	10	2	5	6	6	22	36	96
07	山形県	3	4	2	4	2	2	9	16	42
08	東京都	73	96	56	79	78	86	147	424	1039
09	神奈川県	27	25	30	24	22	37	44	163	372
10	千葉県	10	15	18	11	15	10	37	130	246
11	茨城県	3	4	8	7	5	4	27	47	105
12	栃木県	5	6	3	4	9	6	15	24	72
13	埼玉県	21	20	11	21	13	16	39	130	271
14	群馬県	4	13	7	7	5	12	10	48	106
15	長野県	6	8	2	4	7	6	7	41	81
16	山梨県	14	8	6	5	6	8	10	20	77
17	静岡県	8	9	7	7	10	11	19	61	132
18	新潟県	6	3	1	3	5	5	18	34	75
19	愛知県	14	26	12	12	18	26	43	132	283
20	岐阜県	1	7	1	3	6	6	11	33	68
21	三重県	3	4	5	3	4	8	16	32	75
22	福井県	2	0	1	0	1	0	6	15	25
23	石川県	2	2	3	4	4	2	14	18	49
24	富山県	3	1	3	2	5	1	10	26	51
25	滋賀県	2	2	3	4		4	3	17	35

No.	単位会	R4 修了者数	R3 修了者数	R2 修了者数	R1 修了者数	H30 修了者数	H29 修了者数	H28 修了者数	H27 修了者数	累計 修了者数
26	大阪府	28	34	27	20	19	21	46	179	374
27	京都府	5	8	5	12	8	10	16	71	135
28	奈良県	2	1		1	3	4	7	21	39
29	和歌山県	4			2	1	2	0	15	24
30	兵庫県	15	15	9	11	7	16	24	96	193
31	鳥取県	2	1	2	2	1	0	3	14	25
32	島根県	1	3		1	1	0	0	16	22
33	岡山県	1	2	0	1	3	3	9	28	47
34	広島県	8	10	5	4	7	9	11	69	123
35	山口県	2	1	1	4	3	3	5	14	33
36	香川県	1	1	2	1	2	1	3	13	24
37	徳島県	2	0	0	0	2		3	9	16
38	高知県	2	3			0	0	1	26	32
39	愛媛県	2	1	3	3	2	7	7	22	47
40	福岡県	11	6	9	17	14	18	43	94	212
41	佐賀県	6	0	2	4	1	4	5	21	43
42	長崎県	3	2	0	2	2	1	5	9	24
43	熊本県	3	3	2	0	1	7	5	38	59
44	大分県	3	1	2	1	3	7	5	20	42
45	宮崎県		2		1	1	3	5	15	27
46	鹿児島県	1	5	0	5	4	2	2	27	46
47	沖縄県	7	4	3	1		3	10	30	58

平成27年度修了者合計	2428 名
平成28年度修了者合計	766 名
平成29年度修了者合計	399 名
平成30年度修了者合計	319 名
令和元年度修了者合計	312 名
令和2年度修了者合計	263 名
令和3年度修了者合計	390 名
令和4年度修了者合計	336 名
平成27～令和3年度累計修了者合計	5213 名

東京都行政書士会主催による法教育授業に関する報告書

群馬県行政書士会 企画開発部 塩野有希
業務推進グループ員 穂苅優人

日 時：令和4年10月22日（土） 9：30～11：30

会 場：高崎健康福祉大学高等学校

出席者：東京都行政書士会 会長 宮本重則様

副会長 雨谷幹彦様

法教育推進特別委員会委員長 山鹿良彦様（講師）

法教育推進特別委員会委員 黒澤聡子様（講師）

法教育推進特別委員会委員 寺田康子様

港支部法教育委員会委員長 綾崇様

群馬県行政書士会 高崎支部 塩野有希（報告者）

沼田支部 穂苅優人（報告者）

東京会の黒澤委員、山賀委員長より民法改正による成年年齢引下げに関する法教育授業を、座学（第1部）及びグループディスカッション（第2部）の2部構成で16～17歳の高校2年生の生徒たち約60名を対象に行ないました。

第1部では黒澤委員より、成年年齢引下げの理由、成年・未成年の違いに関する授業から始まり、法務省のTwitterから引用したクイズを使用し、成年年齢引下げによる影響（契約に関すること、未成年者取消権に関すること、想定されるトラブル事例等）を紹介しました。来年成年を迎えることになる生徒のみなさんは、これらの影響を自分自身に迫る大きな問題と捉えているようで、真剣な表情で話を聞く姿が印象的でした。最後は法務省のYouTubeチャンネルより成年年齢引下げに関する動画を視聴しました。

第2部では山賀委員長より、法改正の歴史的な背景の紹介ののち、「成年年齢の引下げについてどう思いますか？」「18歳は大人？子ども？」「大人のイメージとは？」「来年、成年になる自分に伝えたいこと」をテーマにグループディスカッションを行いました。ディスカッション後は生徒たちに発表してもらいましたが、様々な意見が出るなか、成年年齢引下げに関して不安に感じている生徒が多く、今回の授業で、改めて当事者意識をもって自分たちで考えるきっかけが作れたことは、生徒のみなさんにとって有意義な時間になったのではないかと思います。



高崎市立中央小学校で法教育を実施

企画開発部 塩野有希

12月1日（木）高崎市立中央小学校において、今年度はじめての法教育を実施しました。昨年はコロナの影響ですべて中止になってしまったため、2年ぶりの開催となります。

高崎市立中央小学校は高崎市の中心地にある全校生徒約270名の小学校です。今回は6年生40名を対象に、約60分の授業を行いました。

テーマは、小学生の身近にある法律です。子供たちにとって「法律」とは大人たちのものであって自分にはあまり関係ないと感じてしまいがちだと思いますが、実は小学生だっていろいろな法律やルールの中で生活しているということを、「ある小学校6年生の一日」や「学校から借りているタブレットをめぐるルール」と題して紹介しました。恒例となっている〇×クイズや、回を追うごとに演技に磨きがかかる寸劇なども、大変盛り上がりしました。また、グループになって自分たちの意見を話し合い発表してもらう時間を設けましたが、想像以上に活発なディスカッションが見られ、我れ先にと積極的に発表する姿にはとても感心しました。笑いあり、シリアスありのとても充実した時間となり、子供たちの「もっと知りたい」「もっと発表したい」というキラキラした表情がとても印象に残っています。

法教育の打合せで学校の先生方と打ち合わせしていると、各校で差はあれ、様々な課題や問題をお聞きます。ICT（情報通信技術）の活用により子供たちを取り巻く環境がものすごい速さで多様化される中、子供たちには、最終的には自分の身は自分で守るという術が必要であり、そのためには早い段階から法的な見方、考え方を身に付けることが大切なのではないかと痛感しています。この法教育の授業が、なにか一つのきっかけになればとても嬉しく思います。



左から、
佐藤美保子理事、
塩野有希理事、
廣兼喜久恵会員（高崎支部）



行政書士の電話無料相談報告

令和4年度 行政書士制度広報月間事業



03

【相談員名簿】

(敬称略)

日程	氏 名	支 部 名
10月3日(月)	服部 成二	太 田 支 部
	菅波(根岸) 幹郎	藤 岡 支 部
	穂苅 優人	沼 田 支 部
	富澤 将明	広 報 部 長



【項目別件数】

	相 談 項 目	10月3日
権利義務事実証明	遺言・相続(登記・税対策)	3
	各種契約(贈与・売買・交換・請負・委任・消費・賃貸借 等)	0
	定款・内容証明・会計記帳等	0
	不動産関係(登記・境界等)	1
	戸籍関係(結婚・離婚・養子縁組)	0
	知的財産	0
	空き家問題	0
	その他	0
	計	4
許認可関係	許認可申請手続(建設・風俗営業)	1
	法人設立	0
	土地開発	0
	農地転用	1
	自動車登録(車庫証明含む)	0
	入管関係	0
	その他	2
	計	4
	合 計	8件

行政書士無料相談会

あなたの街の法律家行政書士

2月22日は
行政書士記念日です



困った時は・・・
行政書士に相談しよう！

日本行政書士会連合会 コスモキャラクター コモセさん

電話・対面 無料相談会 同時開催

開催日時

令和5年 **2月22日(水)** 13時～16時

電話・対面相談ともに予約不要（先着順）

相続・遺言・成年後見・不動産関係・戸籍関係・許認可申請手続・法人設立・農地転用・自動車関係・各種契約その他のお困りごとについて無料でご相談に応じます。

電話相談をご希望の方は開催時間内に下記の番号にお電話ください。



027-235-8340

（※相談会当日の13時～16時のみ）

対面相談をご希望の方は下記の会場にお越しください。（先着順）

会場：前橋商工会議所3階アネモネ（〒371-0017 前橋市日吉町1丁目8-1）

※お問い合わせはこちらまで➡ **群馬県行政書士会**
TEL027-234-3677

主催 群馬県行政書士会

共催 コスモ成年後見サポートセンター群馬県支部

群馬県警表敬訪問

日 時 令和4年12月8日（木）午後1時30分～3時00分
 場 所 群馬県警 群馬県警察本部
 訪問先 本部長、交通部、生活安全部、刑事部（組織犯罪対策課）
 出席者 群馬県警本部 群馬県警本部長 警視監 小笠原和美様
 群馬県警本部 刑事部 外国人総合対策参事官 警視 浦野弘則様
 群馬県警本部 交通部長 警視正 荒船和男様
 群馬県警本部 交通部参事官兼交通部交通企画課長 警視 柿崎 誠様
 群馬県警本部 生活安全部長 警視正 金井 稔様
 群馬県警本部 刑事部 組織犯罪対策課 次席 警部 塚越秀之様
 群馬県行政書士会 会長 秋山賢治
 群馬県行政書士会 暴力団等排除対策担当員 大平 修
 群馬県行政書士会 事務局長 渡辺真理子

例年は、広報月間に合わせ、群馬県警の本部長及び生活安全部等表敬訪問をしていました。しかし新型コロナウイルス感染症の影響により数年間訪問を控えておりました。

今年度は、まだまだ新型コロナウイルス感染症の影響は少なからずありますが、暴力団等排除対策協議会担当員である、大平先生にお口添えいただき、本部長にお会いする機会を設けることができました。

小笠原本部長は、群馬県は外国人犯罪が多く、他県より不法滞在者が集まってきている現状や技能実習の監理団体のあり方等を問題視しており、申請取次業務に詳しい秋山会長へ多くの質問を投げかけ、秋山会長の説明を大変興味をもって熱心に聞いていただきました。

群馬県警では、外国人の犯罪等に重点的に対応するため、新たに刑事部に外国人総合対策室を設けたとのことでした。

当日は、急遽小笠原本部長の計らいにより、当該対策室外国人総合対策参事官の浦野氏と協議の場を設けていただきました。

今回の表敬訪問は、今後行政書士も外国人犯罪に巻き込まれる可能性もあることから、お互いに連携をとりつつ、情報交換し、協力体制を築く礎になりました。

本部長への表敬訪問の後、交通部、生活安全部、刑事部（組織対策課）を表敬訪問し、行政書士への理解と協力を求めました。

報告者 事務局長 渡辺真理子



月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
9	1	業務指導部研修会 科目：「記帳代行業務に関する研修会」 講師：群馬県行政書士会 監事 富沢尚史（吾妻支部）		古田島副会長、山田部長、大原、佐藤各 部員
9	2	行政ぐんま校正会議（1回目）	①行政ぐんま186号の校正について ②令和4年度行政書士制度広報月間について ③毎日新聞群馬版の相続関係特集新聞記事 の広告掲載について	尾池副会長、富澤部長、仲道副部長、 小林、後藤、戸丸、柳各部員
9	6	日行連 会員管理システム単位会向け説明会		中島常任理事
9	7	日行連 マイナンバーカード代理申請手続事業に関する説明会		秋山会長
9	8	令和4年度第2回支部長会	＜第1部＞ ①本会からの報告事項 （令和4年度行政書士広報月間協力につ いて 他） ②各部の事業執行状況について ③各支部の報告事項等について ＜第2部＞ ①支部長会協議・意見交換	秋山会長、古田島、尾池、亀田各副 会長 中島、剣持、菅野、山田、富澤各常 任理事 吉田（明）支部長会議長、池田、中 澤各支部長会副議長、吉田（憲）、 飯島、中山、服部、吉岡、法理、須藤、 並木、大竹各支部長
9	9	入会者1名		古田島副会長
9	11	外国人のための法律相談（大泉町公民館）		吉田（明）担当員
9	12	行政ぐんま校正会議（2回目）	①行政ぐんま 186 号の校正について ②令和4年度行政書士記念日事業について ③本会リーフレットについて	尾池副会長、富澤部長、仲道副部長、 小林、後藤、戸丸、柳各部員
9	16	令和4年度所有者不明土地法等に関する連続実務セミナー		中山理事
9	21	令和4年度第2回空き家対策セミナー（群馬県）		中山理事
9	22	入会者1名		秋山会長
9	26	令和4年度第3回理事会	＜協議事項＞ ①本会会則施行規則の一部改正（案）について ②委任状及び議決権行使書（案）について ③書面による総会決議の実施に関する規則 （案）について ④専門員の選任に関する細則（案）について ⑤会務執行規則（案）について ⑥就業規則の一部改正（案）について ⑦ハラスメント相談室設置規則（案）について ⑧副会長の職務代理指定について ⑨登録等証明申請書および登録証明書について ⑩当面の会務運営について ＜報告事項＞ ①令和4年度特定行政書士法定研修及び 考查について ②令和4年度行政書士試験について ③日行連・関地協報告について ④マイナンバーカード代理申請事業について ⑤各部報告	秋山会長、古田島、尾池、亀田各副 会長 中島、剣持、菅野、山田、富澤各常 任理事 近藤、上原、中澤、清水、和久井、三石、 矢内、黒川、中村、高橋、塩野、関 口、中山、千明、大原、佐藤、新井、 仲道、小林、後藤、戸丸、柳各理事 オブザーバー出席： 吉田支部長会議長
9	26	令和4年度第5回 申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	秋山会長、亀田委員長、古田島、尾池、 中島、剣持、山田、富澤、吉田（明） 各委員
9	27	業務推進グループ会議	＜協議事項＞ ①広報月間における挨拶回りについて ②分科会の設置について ③事例発表会の開催について ＜報告事項＞ ①担当員から活動状況について報告	古田島 GL、服部 SGL、木村、中山、 武田、上原、中澤、塩野、新井、坂 井各 G 担当員 秋山会長、尾池、亀田各副会長、中島、 剣持、菅野、富澤各常任理事
9	29	日行連関東地方協議会 令和4年度第1回国際業務連絡会		服部 SGL

※ GL・・・業務推進グループリーダー、SGL…業務推進グループサブリーダー、G 担当員 … 業務推進グループ担当員

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
10	3	行政書士制度広報月間 「行政書士の電話なんでも無料相談会」		富澤広報部長、服部会員(太田)、根岸会員(藤岡)、穂苅会員(沼田)
10	6	業務指導部研修会【新人会員研修会(1日目)】 科目:「行政書士としての法令遵守の徹底について」 講師:群馬県総務部市町村課 主任 滝野大樹氏 科目:「職務上請求書の適正使用について」 講師:総務部長 中島肇会員 科目:「行政書士業務遂行上の心構えについて」 講師:業務指導部員 佐藤美保子会員 科目:「法人設立業務について」 講師:副会長 古田島俊憲会員		秋山会長、山田部長、千明、佐藤、新井各部員
10	7	業務指導部研修会【新人会員研修会(2日目)】 科目:「建設業務について」 講師:企画開発部員 塩野有希会員 科目:「相続業務について」 講師:企画開発部長 菅野義郷会員 科目:「入管業務について」 講師:副会長 亀田恒義会員		山田部長、中山副部長、大原部員
10	11	入会者2名		秋山会長
10	12	令和4年度上半期監査会(中間監査)		秋山会長、古田島副会長、剣持部長 富沢、荒井、鈴木各監事
10	14	総務部会	①令和5年新年賀詞交換会について ②職務上請求書取扱規定の一部改正(案)について	秋山会長、亀田副会長、中島部長、近藤副部長、上原、中澤、清水、和久井各部員
10	16	令和4年度特定行政書士法定研修考査		中島講義責任者、上原副講義責任者
10	18	職務上請求書管理マニュアルに係る説明会		中島総務部長
10	19	法務委員会	①会費滞納者への対応について	菅野委員長、亀田、高橋、萩原、坂井各委員
10	20	令和4年度行政書士試験 チーフ監督員打合せ会議		秋山責任者、古田島サブ責任者、上原、中澤、清水、菅野、猿谷、根岸、吉田、田沼、佐藤、田島各チーフ監督員
10	21	令和4年度業務指導部研修会 科目:消費税の適格請求書等保存方式の施行に向けた研修会 講師:関東信越国税局消費税課軽減税率インボイス担当者		秋山会長、山田部長、中山副部長、千明部員
10	24	綱紀委員会	①正副委員長の互選について	秋山会長、中澤委員長、下田、徳江副委員長、笛木、安田、中島、天田、藤生、多胡、蜂須賀、春山各委員
10	24	入会者1名		秋山会長
10	25	令和4年度業務指導部研修会 科目:建設キャリアアップシステムに関する研修会 講師:一般財団法人建設業振興基金担当職員		秋山会長、山田部長、佐藤部員
10	26	経理部会	①令和4年度上半期決算について ②インボイス制度について	秋山会長、古田島副会長、剣持部長、三石副部長、矢内、黒川各部員
10	27	日行連関東地方協議会会長会(オンライン)		秋山会長
10	27	令和4年度第6回 申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	秋山会長、亀田委員長、古田島、尾池、中島、剣持、菅野、山田、富澤、吉田(明)各委員
10	27	令和4年度第5回常任理事会	＜協議事項＞ ①令和5年新年賀詞交換会について ②職務上請求書取扱規定の一部改正(案) ③日本郵便からの提案について ＜報告事項＞ ①日行連関東地協連絡会アンケート結果について ②財務省関東財務局 対内直接投資相談窓口について ③特定行政書士法定研修考査について ④東京会主催法教育授業について ⑤各部報告	秋山会長、古田島、尾池、亀田副会長 中島、剣持、菅野、山田、富澤各常任理事 吉田支部長会議長
10	28	令和4年度業務指導部研修会 科目:風営法の基礎(一号キャバクラ)について 講師:群馬県警察本部生活安全部生活安全企画課担当者		秋山会長、山田部長、大原部員

※ GL・・・業務推進グループリーダー、SGL…業務推進グループサブリーダー、G 担当員 …業務推進グループ担当員

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
11	10	神奈川県主催 国際部研修会（オンライン）		亀田副会長、服部G担当員
11	11	まえばし創業支援ネットワーク「よろず相談会」		本間会員（高崎支部）
11	12	たてばやし創業支援ネットワーク「たてばやし創業なんでも相談会」		浦野会員（館林支部）
11	12	行政書士試験前日説明会（高崎経済大学）		
11	13	令和4年度行政書士試験（高崎経済大学）		
11	15	業務指導部会	<1>今後の研修事業について ①令和4年度後期の研修について ②主として行政書士制度広報月間における相談員をターゲットにした相続業務研修の実施について ③建設業務研修について	古田島副会長、山田部長、中山副部長、千明、大原、佐藤、新井各部員
11	15	日行連関東地方協議会 外国人を対象とした無料相談会		服部 SGL
11	16	令和4年度所有者不明土地法等に関する連続実務セミナー		中山理事
11	18	日行連 農地法関係業務担当者会議		中山理事
11	21	「外国人を対象とした無料相談会」（東京入管高崎出張所）		服部 G 担当員、大城会員（高崎支部）
11	24	日行連 申請取次行政書士管理委員会・関東地方協議会責任者会議		亀田副会長
11	25	業務推進グループ 入管業務分科会構成員会議	①今後の活動方針について ②実務精通者・実務精通者に準ずる者の基準について	古田島 GL、服部 SGL、千明、塩野 G 担当員
11	25	日行連 許認可を要する法人関係業務に関する全国担当者会議		佐藤理事
11	28	令和4年度第7回 申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	秋山会長、亀田委員長、古田島、尾池、中島、剣持、菅野、山田、富澤、吉田各委員
11	28	令和4年度第6回常任理事会	<協議事項> ①令和5年新年賀詞交歓会について <報告事項> ①日本郵便からの提案について（終活サービス） ②行政書士試験について ③日行連報告について ④各部報告	秋山会長、古田島、尾池、亀田各副会長 中島、剣持、菅野、山田、富澤各常任理事 吉田支部長会議長
11	29	入会者3名		秋山会長
11	29	行政ぐんま企画会議	<報告事項> ①令和4年度行政書士制度広報月間について <協議事項> ①行政ぐんま187号の企画について ②広報月間支部交付金について ③上毛新聞「元旦広告」について ④群馬テレビ「テレビ年賀状」について ⑤本会リーフレットについて ⑥行政書士記念日事業について	尾池副会長、富澤部長、仲道副部長、小林、後藤、戸丸、柳各部員

※ GL・・・業務推進グループリーダー、SGL…業務推進グループサブリーダー、G 担当員・・・業務推進グループ担当員

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
12	1 2	日行連と関東地方協議会との連絡会		秋山会長、古田島、尾池、亀田各副会長、中島、剣持、菅野、山田各常任理事
12	1	群馬県第3回空き家対策セミナー		中山理事
12	6	令和4年度所有者不明土地法等に関する連続実務セミナー		中山理事
12	7	令和4年度業務指導部研修会 科目：車検証の交付に係る事務の委託制度に関する研修会 講師：前橋支部会員 新井高男氏		山田部長
12	8	群馬県警本部への訪問		秋山会長
12	9	入会者1名		秋山会長
12	12	日行連中央研修所全国担当者会議		山田常任理事
12	13	令和4年度業務指導部研修会 科目：飲食店営業許可申請の基礎研修会 講師：群馬県健康福祉部食品・生活衛生課 担当職員		秋山会長、山田部長、佐藤、新井各部員
12	15	業務推進グループ主催 相続業務に係る事例発表会 発表者：高崎支部 松本義夫会員 前橋支部 秋原洋一会員 高崎支部 佐藤美保子会員 吾妻支部 小山大嗣会員		古田島 GL、上原、新井各 G 担当員
12	16	令和4年度第4回理事会	<審議事項> (議案第1号) 本会会則施行規則の一部改正及び様式の改正案について (議案第2号) 書面による総会議決の実施に関する規則案について (議案第3号) 専門員の選任に関する細則案について (議案第4号) 会務執行規則案について (議案第5号) 就業規則の一部改正案について (議案第6号) ハラスメント相談室設置規則案について (議案第7号) 副会長の職務代理指定について (議案第8号) 登録等証明申請書及び登録証明書について (議案第9号) 職務上請求書取扱規定の一部改正案について (議案第10号) 選挙管理委員の選任について <協議事項> ①令和6年度日行連関東地方協議会連絡会担当会について ②当面の会務運営について <報告事項> ①令和4年度中間監査について ②令和5年新年賀詞交歓会について ③令和5年度基本方針及び事業計画(案)について ④令和4年度特定行政書士法定研修について ⑤令和4年度行政書士試験について ⑥県市町村課からの各所属長宛通知について ⑦日行連及び関地協報告について ⑧各部報告	秋山会長、古田島、尾池、亀田各副会長 中島、剣持、菅野、山田、富澤各常任理事 近藤、上原、中澤、清水、和久井、三石、矢内、黒川、中村、高橋、橋本、塩野、関口、中山、千明、大原、佐藤、新井、仲道、小林、後藤、戸丸、柳各理事 オブザーバー出席 吉田支部長会議長
12	18	外国人のための法律相談		亀田副会長
12	19	総務部会	①令和5年新年賀詞交歓会について	秋山会長、亀田副会長、中島部長、近藤副部長、上原、中澤、清水、和久井各部員
12	19	日行連デジタル推進本部と関東地方協議会デジタル担当者との意見交換会		中島常任理事
12	20	不当要求防止責任者講習 講師：公益財団法人群馬県暴力追放運動センター担当者		山田部長、千明、大原各部員
12	21	マイナンバーカード代理申請事業 管理責任者向け説明会		秋山会長
12	21	群馬県県土整備部建設企画課 訪問		古田島副会長、中島常任理事
12	21	行政ぐんま編集会議	①行政ぐんま 187号の編集について ②行政書士記念日事業について ③令和5年度事業計画および予算案について	尾池副会長、富澤部長、仲道副部長、小林、後藤、戸丸、柳各部員
12	23	令和4年度第3回支部長会	<第1部> ①本会からの報告事項 ②各部の事業執行状況について ③各支部の報告事項等について <第2部> ①支部長会協議・意見交換	秋山会長、古田島、尾池、亀田各副会長 中島、剣持、菅野、山田、富澤各常任理事 吉田(明)支部長会議長、池田、中澤各支部長会副議長、吉田(憲)、飯島、中山、服部、吉岡、須藤、並木、大竹各支部長 根岸副支部長(藤岡)
12	23	令和4年度第8回申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	秋山会長、亀田委員長、古田島、尾池、中島、剣持、菅野、山田、富澤、吉田各委員
12	26	令和4年度業務指導部研修会 科目：建設業許可の電子申請について 講師：株式会社ワイズ担当者		秋山会長、山田部長、中山副部長
12	27	入会者2名		秋山会長

事務局閉鎖<12月29日～1月3日>

※ GL…業務推進グループリーダー、SGL…業務推進グループサブリーダー、G担当員 …業務推進グループ担当員



令和4年度（前期）新人会員研修 報告

業務指導部長 山田 英史

令和4年10月6日（木）、7日（金）の2日にわたり、令和4年度（前期）新人会員研修を企画し、入会から3年以内の会員の方を対象にご案内をしたところ、34名の参加をいただき、無事に開催することができました。

1日目は、秋山会長の挨拶に続き、

- 行政書士としての法令順守の徹底（群馬県市町村課ご担当者）
- 職務上請求書の適正使用について（中島肇先生）
- 行政書士業務遂行上の心構えについて（佐藤美保子先生）
- 法人設立業務について（古田島俊憲先生）
- 質疑応答

2日目は、

- 建設業務について（塩野有希先生）
- 相続業務について（菅野義郷先生）
- 入管業務について（亀田恒義先生）
- 情報交換会

のプログラムで実施いたしました。

コロナ禍で、ズームのみの開催となってしまった研修もありましたが、今回は、皆さんに集合していただき、講義後の情報交換会では、講師の方に加え、会長以下常任理事、支部長会議長が出席してくださり、積極的な交流が図れたのではないかと感じております。出席された会員の方も和気あいあいとした様子で、「他支部の方と知り合える良い機会になった。」「講義では質問しにくいことを聞くことができました。」などの感想をいただきました。

後期の新人研修については、3月8日（水）、9日（木）を予定しておりますので、前期に参加された方、過去に参加された方も含め、該当する会員の方々が多数参加していただきたく、よろしくお願いいたします。

< 1日目 > 10月6日（木）

時 間 割		講 義 内 容
開 講	13：15～13：20	開講挨拶 会長挨拶 秋山会長
行政書士としての法令遵守の徹底について 群馬県総務部市町村課（約15分）		
休 憩	13：35～13：40	
第1時限 （60分）	13：40～14：40	「職務上請求書の適正使用について」中島肇先生
休 憩	14：40～14：45	
第2時限 （60分）	14：45～15：45	「行政書士業務遂行上の心構えについて」 心構え、顧客との対応、秘密保持、業務受任契約、ホームページ・営業活動、 事務所の物的構成等 佐藤美保子先生
休 憩	15：45～15：50	
第3時限 （60分）	15：50～16：50	「法人設立業務について」古田島俊憲先生
質疑応答 （10分）	16：50～17：00	

<2日目> 10月7日(金)

時 間 割		講 義 内 容
開 講	13:15～13:20	開講挨拶
第1時限 (70分)	13:20～14:30	「建設業務について」 塩野有希先生
休 憩	14:30～14:35	
第2時限 (70分)	14:35～15:45	「相続業務について」 菅野義郷先生
休 憩	15:45～15:50	
第3時限 (70分)	15:50～17:00	「入管業務について」 亀田恒義先生
会場準備	17:00～17:10	
情報・名刺交換	17:10～18:00	



04

分 科 会 開 催 報 告

業務推進グループリーダー 古田島 俊憲

以前よりご案内していました分科会を開催しましたのでご報告いたします。

◆建設業務分科会

1. 日 時 令和4年8月10日(水) 午後1時30分から午後3時まで
2. 場 所 前橋商工会議所会館 3階 リリイ
3. 参加者 分科会員22名のうち14名

◆入管業務分科会

1. 日 時 令和4年11月25日(金) 午後1時30分から午後3時まで
2. 場 所 前橋商工会議所会館 3階 アイビー
3. 参加者 分科会員22名のうち15名



4. 概 要

建設業務分科会においては、令和3年12月9日に開催された建設業務事例発表会参加者を対象に、入管業務分科会においては、令和4年3月18日に開催された入管業務研修会・事例発表会参加者を対象に会員の募集を行ったところ、両分科会とも22名の方から加入申し込みをいただきました。

当日は、分科会の活動内容や役割についての説明を行いました。会員相互の情報共有、諸課題の調査研究、勉強会の開催等の活動を会員の自発的な意思に基づいて自立的に活動を行うことの確認をしました。

また、事前をお願いしていたアンケートの回答内容をもとに意見交換を行いました。活発な意見交換が行われ、会員の方々の業務に対する意気込みをうかがい知ることができました。

分科会の設立までは、業務推進グループが主導して行ってきましたが、今後は、分科会長、副分科会長を始めとした分科会員で運営をしていただくことになります。建設業務、入管業務とも言うまでもなく我々行政書士の主要業務に位置付けられています。それだけに、法改正に伴う新たな情報や様々な課題が出てくることが想定されます。今後はそれらに対処するためにも、第2回、そして第3回と会合を重ね、より充実した内容の濃い分科会に育て上げていっていただけることを願っております。



前 橋 支 部

親睦研修旅行会

前橋支部親睦研修旅行会が11月19日(土)に開催されました。毎年バスによる日帰り旅行で行われ、今年は千葉県 鋸山・富津方面などをまわる予定でした。しかし、翌日から天候の悪化が予想されていたためか思った以上に車の出が多く、最初の目的地への到着が1時間以上遅れるほどの渋滞で、同乗のガイドさんの言葉によるとゴールデンウィークか潮干狩りシーズン並ということでした。その結果、予定されていた富津公園の見学は割愛せざるを得ませんでした。そのぶん好天気のアサギ山からの絶景を長く楽しみました。帰路も渋滞に巻き込まれ予定より1時間近く遅れましたが、参加者21名は無事前橋駅に到着、解散となりました。

バスに乗っている時間が予定より長かったことにより、会員間の親睦は深まったのではないかと思います。



高 崎 支 部

高崎支部旅行報告

【実施日】令和4年10月23日(日)

【コース】「会津の地酒と郷土料理を味わう旅」末廣酒造嘉永蔵~大正浪漫渋川問屋~会津藩校日新館

【参加人数】28名

高崎支部では3年ぶりに恒例の親睦旅行に行ってきました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため過去2回は中止を余儀なくされていましたが、今年は実施することができました。ほとんどの事業ができない状況が続いてきましたので、久しぶりに顔を合わせることができて、旅行再開の喜びをお互いに感じながら楽しい時間を過ごして大いに親睦を深めることができました。

普段話す機会が少ない会員同士が旅行を通じて同じ時間を過ごすことは、大変貴重な機会です。今後も感染対策を行いながら、支部旅行を継続していきたいと思います。



高崎支部

西毛4支部合同研修会・懇親会報告

【実施日】令和4年11月18日(金)

【会場】エテルナ高崎 高崎市栄町22-30

【参加人数】研修会75名、懇親会32名

西毛地区の富岡、安中、藤岡、高崎の4支部では、順番に幹事を努めて、毎年合同の研修会、懇親会を開催しております。過去2回は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となっていましたので、今回は3年ぶりの開催となりました。

新型コロナウイルス感染症についてですが、群馬県の警戒度がレベル2であり、経済活動の制限が伴うレベル3にまだ至っていないということを判断基準として、予定通りに十二分な感染対策を実施しての開催となりました。

また、今回は、西毛4支部以外のメール会員の皆様にも参加の呼びかけを行いましたところ、15名のご参加をいただきました。

研修は、第一部が相続の仕事をするうえで重要な「法定相続情報一覧図」、第二部が我々の仕事や収入に大きな影響が予想される「インボイス制度」についてでした。

講師の、高崎法務局登記官の星野昭二様、島津会計税理士法人副代表、税理士の春日隆夫様、誠にありがとうございました。

懇親会も3年ぶりの開催でした。久しぶりに会う先生と懐かしく会話をしたり、自分が所属する支部以外の先生と名刺交換や情報交換など、大変有意義な懇親会となりました。

最後は、来年の幹事支部である安中支部の須藤修司支部長より締めのご挨拶をいただき、来年は安中市で再会することを期して散会となりました。



05

桐生支部

あつまれSDGs スーパー DX

令和4年10月30日、「あつまれSDGsスーパーDX」という桐生市共催のイベントが催され、桐生支部でも、行政書士制度広報月間の一環として「行政書士とSDGs」というテーマでブースを出し広報活動を行いました。

当日は天候にも恵まれ、親子連れを中心に約5,000名の来場があり、当日の高校生ボランティア100名も加わり、会場となった新川公園は大変にぎやかなイベントとなりました。会場では、子ども食堂フェアの他、市民活動団体、地元企業、金融機関、行政のブースが50余り出展する中で、桐生支部のブースでは、子どもたちにはユキマサくん塗り絵、大人には行政書士とSDGsに関するクイズに挑戦してもらいました。子ども達へのおみやげはハロウィンということもありお菓子を配り、大人向けにはユキマサくんグッズや行政書士パンフレットの配布などおこない、様々なアプローチで行政書士とSDGsについてPRしました。

オリジナルの塗り絵は子どもたちにも好評で、個性的なユキマサくんがたくさん出来上がり、笑顔と元気が溢れました。事前に準備した100部のぬり絵とクイズ用紙もお昼過ぎには足りなくなってしまうほどの盛況ぶりでした。

桐生支部からは8人の会員が参加し、先輩会員も新人会員もみんなでお揃いのピンクのジャンパーに身を包み、

ブースに立ちました。

この3年あまりコロナ渦で、様々なイベントが制限される中で、同じ支部でも顔を合わせる機会が減っていましたが、桐生支部としても貴重な交流の場となりました。

また、世界的なテーマである「SDGs」について、「行政書士」というフィルターを通して考えてみると、幅広い業務の分野を持つ行政書士だからこそ出来る役割が多く存在することがわかり、「行政書士」としての責任感と魅力をより強く感じるきっかけにもなりました。

今後はより具体的な業務に「SDGs」を落とし込み、地域社会に密接に寄り添った存在としての行政書士の姿を見つけていきたいと思いました。



太田支部長 服部 成二

太田支部

令和4年度建設業財務諸表作成研修会 開催報告書

日 時：令和4年9月13日（火） 13時30分から16時30分

会 場：ハイブリッド形式

・会場受講：太田グランドホテル

・オンライン受講：「Zoom」による配信

講 師：ワイズ公共データシステム株式会社 荻原隆仁 様

研修科目：①「財務諸表作成実習 決算書から建設業財務諸表を作成する」

②「財務諸表作成の留意点 よくある問い合わせ実例」

報告内容：初めてオンライン研修を開催し、オンライン受講8名、会場受講7名、計15名の参加者でした。

建設業許可を有する者が、決算変更届（事業年度終了報告）として、法人・個人事業主の営業年度経過後4月以内に提出する書類の1つとして、財務諸表があります。我々が年1回建設業者と連絡を取り、接点を持つ機会となっており、それを通じて経営事項審査への入口となったり、更新許可申請や業種追加申請の相談を受けたり、各変更届の対応をしたり等、非常に重要な役割を持つ申請です。

本研修会を通じて、普段から手慣れた様子で行う会員でも新たに気付く点もあり、新人会員では今後は自信をもって取り組むことができるといった意見や感想をいただきました。大変有意義な内容となりました。

新型コロナウイルス感染の影響も考慮しながら、今後も支部活動を行ってまいりますので、たくさんの方々のご参加をお待ちしています。

最後に、この場をお借りして、本研修会にご協力いただきましたワイズ公共データシステム株式会社様を始め、講師を務めていただきました荻原隆仁様、研修会の提案から開催当日までご尽力いただきました黒岩様に感謝、御礼を申し上げます。



太 田 支 部

令和4年度広報月間「安心！終活セミナー」開催報告書

日 時：令和4年10月1日（土） 10時から11時まで

会 場：太田グランドホテル（太田市飯田町）

講 師：服部 成二

報告内容：数年前、テレビ、新聞、ラジオを始めとするメディアで「終活」が取り上げられました。その後、老後2000万円問題、相続法改正、それに加えて新型コロナウイルスの影響により、在宅時間が増え、各人が老後について見つめ直す時間が増えたことで、「終活セミナー」を開催しました。

当初、「終活」とは人生の終わりを考えることを主に考えていましたが、最近では今までの人生を顧みて、今後の人生をより良いものにしようと考え方が変わってきているため、関心も高く、7名が参加されました。

エンディングノートを使い、書き始める際のポイント、注意点を伝え、熱心にメモを取られていました。

それに伴い、相続について考えることがあると思われるため、自筆証書遺言の書き方、書く時のポイント、注意点を伝え、自筆証書遺言保管制度についても伝えました。

セミナー終了後、個別相談会も行われ、心穏やかな様子でご帰宅された参加者もおられ、大変有意義なセミナー、相談会になったと思います。

今後も、県民、市民の皆様のご意向に沿えるような活動を行いたいと思います。



05

渋 川 支 部

行政書士による空き家、遺言・相続に関する無料相談会開催報告

群馬県渋川支部は、令和4年10月15日（土）、渋川市民会館 大ホールホワイエにて、「行政書士による空き家、相続・遺言に関する無料相談会」を開催いたしました。

本無料相談会は、渋川市政策創造課のご協力をいただきまして、渋川市との共同開催事業となり、しぶかわ広報9月1日号にて渋川市民に周知していただきました。

この周知のおかげもあり、例年の無料相談会よりも相談者が増加し、8件の事前予約がありました。

8件のうち、遺言・相続に関する相談が7件、相続と事業承継が関係する事案に関する相談が1件でした。

当日は、渋川市から渋川市総合政策部部長田中良様



と統括主幹本郷睦代様にご参加いただき、また、当支部から8名が相談員として参加いたしました。

深刻な面持ちで相談に見えた方々が、相談後に笑顔で帰っていただく姿を見て、街の法律家を名乗る行政書士が市民の身近な問題の相談に応じる意義を皆で感じることができました。

また、相談員の中から、地域貢献・社会貢献事業として今後とも渋川市と連携して無料相談会を今後も継続して実施していきたいという意見をいただくことができました。

来年度以降も、渋川市との連携を深める見地および行政書士業務の広報の見地からも無料相談会を実施していこうと思っております。

渋川支部長 中澤功史

渋川支部

群馬県行政書士会渋川支部無料相談会 開催報告

群馬県渋川支部は、令和4年10月22日(土)、令和4年度赤城ふれあいまつりにて、「行政書士による無料相談会」を実施いたしました。

赤城ふれあいまつりは、新型コロナウイルス感染拡大前から実施されていましたが、コロナ感染拡大防止の見地から2年間中止されていました。しかし、令和4年度は3年ぶりに開催される運びとなり、本無料相談会は、赤城ふれ



あいまつり実行委員会様のご協力をいただき、1ブースをお借りして実施したものです。

当日は、渋川支部5名の相談員にて相談対応をいたしました。

当日の相談3件のうち、すべてが遺言・相続に関する相談でありました。

また、相談対応のほか、ふれあいまつりにご来場いただいた方々に対して、リーフレットとポケットティッシュの配布をつうじて、市民に対する行政書士業務の広報活動も実施しました。

来年度以降も、実行委員会との連携を深める見地および行政書士業務の広報の見地からも本無料相談会を実施していこうと思っております。

渋川支部長 中澤功史

渋川支部

令和4年度日曜開催空き家相談会 報告

令和4年11月27日、当支部は、渋川市政策創造課移住定住支援係様の依頼により、同係主催の「令和4年度日曜開催空き家相談会」に相談員を派遣しました。

本相談会は、空き家等の問題について、各専門家(司法書士、行政書士、宅地建物取引士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、シルバー人材センター)が無料で相談に応じるというものです。

平成30年12月27日に、群馬県行政書士会は渋川市との間で、空き家等及び空地の対策の推進に関する協定を締結しております。そして、本協定に基づき、渋川支部会員から渋川市空き家等対策協議会に委員を派遣し、渋川市空き

等対策計画(案)等に意見を出しております。

本相談会当日は、前渋川支部長で前渋川市空家等対策協議会委員を務められた黒川美登枝先生および現渋川支部長で現在渋川市空家等対策協議会委員を務めている中澤功史が相談員として派遣されました。

相談対応された件数は2件で、相談内容は、①祖父・父・母の相続の進め方と②父名義の土地・建物(空家)に隣地から侵食する竹林の処理の方法に関するものでした。

①については、法定相続人の調査、遺産分割協議及び登記名義の変更について回答しました。

②については、隣地所有者に立ち会ってもらったうえで、現地の被害状況等を説明したうえで、竹林伐採等の対応を促す方法を回答しました。

今後も渋川市と連携して、空き家にならない対策や空き家の譲渡・賃貸に関する事案について、意見具申し対応していきたいと思っております。



吾妻支部 橋 詰 元 良

吾 妻 支 部

05

「マイナンバーカード代理申請手続事業」について

令和4年7月16日(土)、17日(日)の2日間にわたり、群馬県行政書士会の主催、吾妻郡嬭恋村の協力により、マイナンバーカードの申請代理相談会を嬭恋村の別荘地内の中心部にあるホテル軽井沢1130を会場として開催しました。

今回の相談会開催に際しましては、6月上旬に嬭恋村住民課より「役場として嬭恋村内で各地区公民館を回り相談会を開催しているが、別荘地域の住民の方のマイナンバーカードの取得率が伸びずに困っている。役場としては別荘地域まで手が回らない。」との相談を受けて、別荘地域や村内の遠隔地域については、群馬県行政書士会が受託している総務省の委託事業「マイナンバーカード代理申請手続事業」により群馬県行政書士会としてお手伝い出来るかも知れないということで、群馬県行政書士会の事務局に相談したところ快くご了承していただき、嬭恋村長や住民課長もできるだけの協力はするので是非お願いしたいということで、ホテルの会場借上げ、日程の調整、チラシ作成について嬭恋村及び群馬県行政書士会事務局に過大なご尽力をいただき、6月下旬には嬭恋村役場を通じて別荘地内住民約800戸へのチラシ配布、別荘地内店舗へ200部のチラシ設置を行いました。

相談会当日は遠方にもかかわらず秋山会長並びに渡辺局長にもお越しいたき、吾妻支部の先生方を中心に6名の先生方(「マイナンバーカード申請手続相談員」の認定行政書士)の協力を得て、ホテル近隣の別荘地域にお住まいになる住民の方やホテルの従業員の方々など、なかなか役場に出向けない方などに対してマイナンバーカードの申請代理や啓発活動を行いました。嬭恋村役場からはお休みにもかかわらず住民課長、担当者の方にお越しいたきました。また、嬭恋村役場からは役場が出張相談時に使用している証明写真用の小型プリンターをお借りし、証明写真の作成添付がスムーズに行われました。

その後の役場との打ち合わせの中で、今回の相談会が嬭恋村にとって大変有意義であったこと、庁内課長会議で報告した事などお礼の言葉をいただきました。また、9月30日のマイナポイントが付与されるマイナンバーカードの申請期限までにはもう一度ご協力をお願いしたいとの意向があり、9月中旬での相談会について検討していましたが、その後12月までの延長が決定したことを受けて、再度住民課と相談し、地域の民生委員さんを通じて、申請会場や相談会等に出向けない高齢者の方を対象として、依頼があった場合は地域の行政書士が出向いて申請代理をすることとしました。

相談会開催において、申請件数を1件でも多くすることは必須ですが、行政との密な連携により行政の手の届かないところを補完することができ、地域に根差す行政書士として行政と、より一層の信頼関係の構築が図られたと感じています。

7月開催の相談会では、申請を行った件数としては10件ほどではありましたが、行政との連携によって開催された群馬県行政書士会の単独相談会としての意義は大変大きかったのではないかと感じています。

嬭恋村に根を張る行政書士として、秋山会長はじめ群馬県行政書士会の皆様、事務局の皆様には心より感謝しております。

●マイナンバーカードの普及状況と今後の対策について

都道府県別

都道府県名	人口 [R3.1.1時点]	交付枚数 [R4.6末時点]	人口に対する 交付枚数率
北海道	5,228,732	2,203,114	42.1%
青森県	1,260,067	495,020	39.3%
岩手県	1,221,205	473,080	38.7%
宮城県	2,282,106	1,002,226	43.9%
秋田県	971,604	410,872	42.3%
山形県	1,070,017	441,718	41.3%
福島県	1,862,777	744,277	40.0%
茨城県	2,907,678	1,253,084	43.1%
栃木県	1,955,402	827,836	42.3%
群馬県	1,958,185	752,746	38.4%
埼玉県	7,393,849	3,227,691	43.7%
千葉県	6,322,897	2,929,196	46.3%
東京都	13,843,525	6,784,526	49.0%
神奈川県	9,220,245	4,520,804	49.0%
新潟県	2,213,353	856,696	38.7%
富山県	1,047,713	480,243	45.8%
石川県	1,132,656	519,419	45.9%
福井県	774,596	347,539	44.9%
山梨県	821,094	344,545	42.0%
長野県	2,072,219	808,553	39.0%
岐阜県	2,016,868	863,349	42.8%
静岡県	3,686,335	1,686,533	45.8%
愛知県	7,558,872	3,403,047	45.0%
三重県	1,800,756	802,626	44.6%
滋賀県	1,418,886	694,920	49.0%
京都府	2,530,609	1,151,725	45.5%
大阪府	8,839,532	4,091,804	46.3%
兵庫県	5,523,627	2,775,749	50.3%
奈良県	1,344,952	661,170	49.2%
和歌山県	944,750	386,679	40.9%
鳥取県	556,959	242,142	43.5%
島根県	672,979	300,330	44.6%
岡山県	1,893,874	839,291	44.3%
広島県	2,812,477	1,290,008	45.9%
山口県	1,356,144	631,234	46.5%
徳島県	735,070	312,878	42.6%
香川県	973,922	430,589	44.2%
愛媛県	1,356,343	604,014	44.5%
高知県	701,531	260,885	37.2%
福岡県	5,124,259	2,342,873	45.7%
佐賀県	818,251	367,982	45.0%
長崎県	1,336,023	584,271	43.7%
熊本県	1,758,815	782,175	44.5%
大分県	1,141,784	511,515	44.8%
宮崎県	1,087,372	637,683	58.6%
鹿児島県	1,617,850	693,790	42.9%
沖縄県	1,485,484	539,528	36.3%

市町村別

都道府県名	人口 [R3.1.1時点]	交付枚数 [R4.6末時点]	人口に対する 交付枚数率
宮崎県都城市	163,571	133,013	81.3%
多野郡神流町	1,735	855	49.3%
前橋市	335,055	154,601	46.1%
吾妻郡長野原町	5,425	2,489	45.9%
吾妻郡草津町	6,232	2,762	44.3%
富岡市	47,756	20,143	42.2%
北群馬郡吉岡町	21,808	8,756	40.2%
吾妻郡嬬恋村	9,418	3,771	40.0%
吾妻郡東吾妻町	13,262	5,250	39.6%
伊勢崎市	213,274	84,211	39.5%
邑楽郡明和町	11,088	4,358	39.3%

＜普及の主な取り組み＞

- ◎出張式申請サポート実施
(スマホ教室、イベント、ワクチン接種、各地区センター、企業等)
R3年7月～R4年7月 43回 新規加入者372人
- ◎ポイント申請サポート実施

※行政書士による申請サポート ホテル1130 7/16(土)・17(日)



館林支部長 吉田 明 浩

館 林 支 部

なでしこ活動 2022

館林支部にて活動をしている女性会員グループ「なでしこ」は、令和4年12月14日水曜日、館林市の渡良瀬公民館において、「楽しく学ぶ終活・相続講座」を開催しました。

新型コロナウイルスの感染拡大によって、開催が危ぶまれましたが、無事開催することができました。

当日は、非常に強い北西の風が吹き荒れるなか、地域の多くの方にお集まりいただき、皆さん、熱心に講義に耳を傾けていらっしゃいました。内容は、相続手続きやエンディングノートの書き方などを中心としたものでした。

今後も館林支部の活動に注目してください。



令和4年度

行政書士試験 実施報告

令和4年度 行政書士試験
群馬県会場 責任者 秋 山 賢 治

令和4年度行政書士試験は、11月13日(日)高崎経済大学を会場に実施されました。

年々受験者の減少が指摘されており、受験料の値上げもあって心配されましたが、全国で60,479名(前年度60,868名)群馬県会場では852名(前年度910名)の受験申し込みがありました。

当日の受験者数は、群馬県会場で697名、申込者の81.81%でした。

本年も新型コロナウイルス感染症対策のため、ソーシャルディスタンスの確保や、「三密」の回避、換気などに加え、監督員・本部員をはじめ、受験者に対しても、体温測定結果申告書の提出、入室時の検温、手指の消毒など、可能な限りの備えをして、実施することとなりました。

結果、講義定員560名、試験定員280名の大教室も140名の受験者数に抑えられ、結果、教室数、監督員の増加が見込まれるなど、様々な課題が山積してきました。

しかし、本年も、1号館と6号館の二棟に加え、2号館・7号館の大教室を使用させていただけることとなりました。キャンパスも広いので、監督員・本部員の皆様には移動のご負担をおかけしましたが、当日は、天候にも恵まれ、感染症対策を施した環境で試験を実施することができました。

大学との交渉・教室の下見を繰り返し、関係各所との協議・調整を重ね、10月20日のチーフ監

督員会議を経て、前日の打ち合わせ会議を迎えました。

実際に設営してみると、試験実施直前に行政書士試験センターのミスにより試験問題に過誤が発覚し、急遽訂正文書を配布することになり、試験室内でも、写真と容貌の差異から「替え玉受験」を疑う例などのアクシデントにも対応していただき、併せて過年度の解答用紙の紛失事例の教訓から、解答用紙のバーコード読み取りを行いましたので、試験終了後も、時間を費やしてしまいました。

しかしながら結果として、皆様のご協力のおかげで、穏やかな陽気の中、落ち着いた環境で試験の実施ができました。無事終了し安堵しております。

試験実施にあたり、監督員・本部員を務めていただいた皆様、ご理解ご協力をいただいた事務局の皆様。関係各位に、心よりの御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

合格者の発表は令和5年1月25日を予定しておりますが、多くの受験者が合格され、我々の仲間としてご活躍されることを祈るとともに、先輩の行政書士として、襟を正し、目標となるべく務めていただければ幸いです。本会としても、会員の皆様方にとって役に立つ行政書士会の運営を心がけます。ありがとうございました。

06





令和4年度 日本行政書士会連合会と関東地方協議会との連絡会 参加報告

副会長 古田島 俊憲

令和4年12月1・2日の二日間、日本行政書士会連合会（日行連）と関東地方協議会（関地協）との連絡会が栃木県宇都宮市のホテルニューイタヤで開催されました。日行連より常住 豊会長、金沢和則専務理事のご出席のもと、120余名による連絡会が執り行われました。

初日は「会長会」、そして意見交換会として「建設環境関係業務」「運輸交通関係業務」「市民法務関係業務」「デジタル推進関係」「総務部事業関係」の5分野が開催され、各担当分野の会合に出席しました。新型コロナウイルス感染症防止対策として、「ホテル入り口、会場入り口への消毒液の設置、座席間隔の確保、会場内の換気、演台へのアクリルパーテーションの設置、マスク着用」など、対策は徹底していました。

意見交換会は、今回の当番会である栃木会役員の議事進行により行われ、各単位会から寄せられた事前アンケートの回答をもとに活発な意見交換が行われました。2時間という限られた時間ではありましたが、各単位会の現状や考え方を聞くことができ、大変有意義な意見交換会となりました。

二日目は、日行連と関地協との連絡会が開催され、令和4年度事業の進捗状況の説明や当面の諸課題・現在取り組んでいる事項の他、関地協から日行連へ寄せられた意見・要望等についての質疑応答、意見交換が行われました。入管業務、空き家対策、特定行政書士制度についてなど多岐にわたる意見・要望に対して、日行連から丁寧な回答をしていただきました。また、日本行政書士政治連盟の井口由美子会長より、日本行政書士政治連盟の活動についての報告が併せて行われました。

次年度の関東地方協議会は、埼玉県で開催されますが、その当番会である埼玉会の関口隆夫会長の挨拶により無事閉会しました。





群馬県議会議員顧問県議団と 日本行政書士政治連盟群馬県支部との意見交換会について

報告者：日政連群馬県支部 幹事長 亀田恒義

開催日時：令和4年12月7日（水） 午後4時30分より5時30分

開催場所：群馬県政会館 3階 大会議室

標記意見交換会について、上記要領にて開催したところ、県議団からは、定例議会開催中の折、参加予定9名中8名の顧問県議の方々がご出席いただきました。当支部からは、支部長以下、全員の9名が出席致しました。なお、次第および参加者については、別添名簿等をご参照ください。

会議は、次第に従い進行しまして、双方代表の挨拶の後、自己紹介を行ない、記念撮影を行ないました。その後、来春実施予定の統一地方選に際し、出馬予定の顧問県議に対し、全員の当選を祈念し、当会からの推薦状をご出席の県議全員に対しお一人ずつ秋山支部長より手交しました。

引き続いて、当会からの要望事項の披歴・説明の跡、各事案につき活発な意見の交換等を行ないました。また、過日行われた自民党政調懇談会において、当会秋山支部長が行った令和5年度群馬県当初予算に対する要望事項の説明も行なわれました。加えて、要望事項の一に係る「各種申請手続等における行政書士の活用について（通知）」の発出が令和4年10月20日付総務部市町村課長名にて各所属長宛てなされたことが報告されました。

意見交換会後は、場所を群馬ロイヤルホテル4階みやまに移して懇談会を行ない、さらなる懇親を深め散会しました。



群馬県庁において、 群馬県知事選挙推薦書授与式を行いました。

日本行政書士政治連盟群馬県支部は、令和4年9月26日（月）に開催された幹事会において、令和5年7月に行われる群馬県知事選挙に出馬表明した、山本一太知事を推薦することの承認をいただきました。

令和4年10月13日（木）午後3時15分より、群馬県庁6階秘書室において、山本知事にご出席いただき、秋山支部長より群馬県知事選挙応援の推薦書を授与いたしました。

当日は、当該授与式前に山本知事による定例の記者会見が行われ、マイナンバーカード申請促進キャンペーン取得率UPについて記者へ向け、取組に関する説明がありました。

マイナンバーカード普及促進に対する県の取組を受け、秋山支部長は、日本行政書士会連合会は総務省からの業務受託としてマイナンバーカード代理申請事業を行っており、群馬県行政書士会も代理申請に力を入れており、県内各地に相談員がおり、取得率増加への協力をしたいと要望をいたしました。

山本知事からは、マイナンバーカード申請促進に対し県の予算が承認されたとの説明があり、相互協力していくことのご承認をいただきました。



● 読んで得する業務資料 ● ● ● ●

業務資料について～標題一覧～

群馬県行政書士会のホームページ内の会員ページには、以下のような業務資料が掲載されています。
※ホームページへの掲載は随時更新されていますので、最新の業務資料はそちらでご確認ください。

日行連・関地協からの通知等

- ・ 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について
- ・ 職務上請求書の取扱いが変更されます
- ・ 特殊車両通行確認制度の代理申請の方法について
- ・ 「働きやすい職場認定制度」に係る二つ星の導入について
- ・ 建設業法施行規則等の一部改正について
- ・ 自賠償保険・共済紛争処理機構の紛争処理業務規程の改正について
- ・ 車検証電子化についての周知用ウェブサイトの開設について
- ・ 軽自動車OSSにおけるサービス対象手続の拡大について
- ・ 継続検査の申請（OCR申請・OSS申請）手続における納税証明書の提示省略化（納税確認の電子化）について
- ・ 「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」の一部改正等について
- ・ 「建設特定技能外国人制度の説明会」開催情報について
- ・ 申請取次事務研修会（12月VOD方式）の開催について
- ・ 国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について
- ・ 貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について
- ・ オンラインセミナー「建設業許可・経営事項審査電子申請システムについて」の開催について
- ・ 日行連からのお知らせ（軽自動車OSS新規検査の申請手続きに関する説明会）動画配信
- ・ 中央研修所研修サイトVOD講座「建設業関係業務へのいざない」の登載終了について
- ・ 「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」の閣議決定について
- ・ コリンズ・テクリスにおけるJACICの登録等代行サービス終了について
- ・ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の閣議決定について
- ・ 資源有効利用促進法政省令の改正について
- ・ 建設業法施行令の一部を改正する政令について
- ・ 軽自動車OSSにおける「地方税ダイレクト納付に係る引落口座登録手続」の事前取扱い等の開始について
- ・ 戸籍の附票の写しが単独で本人確認書類に該当することについて
- ・ MOTAS及びOSS都道府県税共同利用化システムの更新に伴う対応について
- ・ 申請取次実務研修会（2月VOD方式）の開催について
- ・ OSS都道府県税共同利用化システム更改に伴う対応について
- ・ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した契約の適正化について
- ・ 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

群馬県・市町村等からの通知等

- ・ 群馬県からの通知（建設業許可申請等電子申請に関する情報提供について）
- ・ ぐんま電子申請受付システムを利用した群馬県納税証明書の電子申請による請求の受付について
- ・ 農振除外（農用地区域からの除外申出）について
- ・ 経営事項審査制度の改正について
- ・ 車検証電子化に伴う税申告及び税額照会の変更に係る広報協力について

群馬会・業務推進グループからの通知等

- ・ 消費税の適格請求書等保存方式の施行に向けた研修会の開催について
- ・ 建設キャリアアップシステムに関する研修会の開催について
- ・ 風営法の基礎（一号キャバクラ）についての研修会の開催について
- ・ 埼玉県産業廃棄物収集運搬業許可申請の予約方法について
- ・ 建設業務に関する連絡事項
- ・ 飲食店営業許可申請の基礎研修会の開催について
- ・ 車検証の交付に係る事務の委託制度に関する研修会の開催について
- ・ 相続業務に係る事例発表会の開催について
- ・ 東京出入国在留管理局さいたま出張所の担当地域について

※上記業務資料を印刷したものが欲しい会員には、個別の印刷対応が可能です。印刷代・送料を別途申し受けさせていただきます。予めご了承ください。詳細は事務局までお問い合わせをお願いいたします。（TEL027-234-3677）

印刷対応について	事務局の印刷機を使用した白黒片面コピーの対応です。 印刷代は場合によりますが、1枚につき10円を基本として都度算出します。 郵送希望の場合は送料のご負担もお願いいたします。送料は重さ等により都度算出になります。
----------	---

お願い・連絡事項

広報部からのお知らせ

186号（10月号）より広報誌「行政ぐんま」が群馬県行政書士会のホームページ上でも閲覧できるようになりました。どうぞ、ご活用ください。



年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう



年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう

新型コロナウイルス感染症対策として実践されている、新しい働き方・休み方のスタイルを定着させ、これからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

詳しくは、群馬労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

TEL.027-896-4739

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

群馬県最低賃金改正決定について

～群馬県最低賃金が改正されました～

みんなチェック！最低賃金。

群馬県最低賃金 時間額 895円

令和4年10月8日より改正

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（電話：027-896-4737）
又は群馬県内の労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬県特定（産業別）最低賃金について

～群馬県内で適用される最低賃金はすべて改正されました～

知っていますか？ 自分の最低賃金。

	群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)	1時間 895円	発効日 令和4年10月8日
特定 最低 賃金	【製鋼・鉄素形材製造業最低賃金】	1時間 976円	発効日 令和4年12月29日
	【一般機械器具製造業最低賃金】	1時間 965円	
	【電気機械器具製造業最低賃金】	1時間 965円	
	【輸送用機械器具製造業最低賃金】	1時間 965円	

※最低賃金は時間額で定められており、群馬県内のすべての労働者とその使用者に適用されます。
詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（電話027-896-4737）又は県内の最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬労働局 URL : <https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/>

※中小企業・小規模事業者の方の賃金引上げ等を支援する助成金もご活用ください。

○業務改善助成金

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話 0120-366-440

申請先：雇用環境・均等室（前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎 8 階）

ぐんま電子申請受付システムを利用した 群馬県納税証明書の電子申請による請求の受付について

市第30099-19号

令和4年12月5日

群馬県行政書士会

会長 秋山 賢治 様

群馬県総務部市町村課長 高橋 正也

ぐんま電子申請受付システムを利用した群馬県納税証明書の電子申請による
請求の受付について

このことについて、このたび「ぐんま電子申請受付システム」を利用した県税納税証明書の
請求が可能となりました。

つきましては、添付の紹介チラシについて行政書士への周知に御協力いただきますよう
お願いいたします。

事務担当：行政係 滝野

T E L : 027-226-2213

E - m a i l : takino-d@pref.gunma.lg.jp

群馬県税の納税証明書は ぐんま電子申請受付システム で請求できます。

インターネットを利用可能なパソコン・スマートフォンから、群馬県税納税証明書のオンライン請求が可能です。
ご希望の行政県税事務所の窓口で交付（受取り）するため、電子証明書や、マイナンバーカードの読み取りに必要なICカードリーダー等が不要です。

パソコン・スマホから申請

メールが届いたら

窓口で受け取るだけ！



24時間いつでもどこでも請求可能
お持ちのパソコン・スマホから申請可能！！

オンラインで請求したら、指定の時間以降に窓口へ行くだけ！
窓口での請求に比べて、待ち時間を短縮！！

注 意 事 項

- 交付（受取り）はご希望の行政県税事務所の窓口となります。
※ご本人様確認を行いますので、運転免許証等本人確認のできるものをお持ちください。
※ぐんま電子申請受付システムで請求した場合、郵送等による交付はできません。
- 受取可能日時、受取期限は申請受理後、メールにてお知らせします。
お急ぎの場合は、行政県税事務所へお問い合わせください。
- 手数料は群馬県収入証紙による納付となります。
※行政県税事務所窓口では購入できません。
- 代理の方が受取る場合は、委任状（本書）の提出が必要です。
- 継続検査（車検）用納税証明書は、ぐんま電子申請受付システムからは請求できません。

今すぐアクセス！

ぐんま電子申請受付システム

検索

またはTAXホームページをご覧ください。



【お問い合わせ先】

群馬県総務部税務課収納係
☎027-226-2194（直通）
またはお近くの行政県税事務所

「成年後見制度市町村体制整備 アドバイザー派遣事業」について

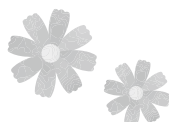


コスモス成年後見サポートセンター群馬県支部長 上原 陽子

成年後見制度の適切な利用に向けて群馬県では今年度より、市町村の体制整備を支援することを目的に、専門職等をアドバイザーとして派遣する事業を行っています。アドバイザーの役割は、成年後見利用促進基本計画において設置が求められている協議会及び中核機関の整備を進める市町村への助言等です。この事業に対し厚労省からアドバイザー向け研修がアナウンスされ、上原が参加しています。群馬県では板倉町からアドバイザーの派遣要請があり、太田の坂井会員が参加しています。その概要についてお伝えいたします。

副支部長 坂井 淳志

板倉町へのアドバイザー派遣は全3回を予定しており、2回目の会議が12月2日に開催されました。今回の派遣要請の背景として、「町内のことは町内で取り組みたい」という町の意向があります。現在のところ、成年後見制度における専門職後見人の担い手は、三士会（弁護士、司法書士、社会福祉士）が中心となっていますが、板倉町は人口規模が小さく、町内の専門職の数も限られています。そこで、県内に広く会員がおり、身近な街の法律家である行政書士（コスモス）にお声がけいただきました。現在は町とアドバイザーの専門職が協力しながら、本制度に関する広報や相談の機能の充実を進めており、今年度中の中核機関の設置を目指しています。



入会前研修開催中～♪

コスモスぐんま業務部長 廣兼 喜久恵

11月5日（土）から高崎市総合福祉センターにて行われていた秋の入会前研修ですが、12月18日（日）に考査と修了式を終えました。

次回の開催は、春の予定です。また詳しい日程等が決まりましたらご案内いたします。
さまざまな分野で成年後見制度の知識が求められる今、是非とも多くの皆様の受講をお待ちしています。



VOICE ～コスモス会員活動録～ vol.1



初仕事の思い出とともに

コスモスぐんま 石川 裕治

私が初めて受任したのは、平成31年に施設に入所していた80歳女性（Aさん）との生前事務委任契約、任意後見契約、死後事務委任契約と遺言公正証書の起案作成でした。Aさんには子供がなく、夫はすでに他界し生活保護を受けて一人暮らしをしていたのですが、施設への入所を機に施設職員が年金事務所に問い合わせしたところ年金受給資格があることが判明し高額な年金を受け取りました。その後の財産管理をどうしたらよいか困った施設担当者から相談を受け、本件の受任に至りました。Aさんは和歌山県出身で、御大師様が大好きで何度も高野山へ参拝したことがあり、故郷の高野山での永代供養を希望したので調べたところ、持明院で永代供養ができることが分かり申し込みをしました。Aさんは令和2年に癌を患い、令和3年他界しました。Aさんの死後、永代供養のために高野山へ行く話を私の姉にしたところ、同じく子供のない私の姉も高野山での永代供養を望んでいたため見学を兼ねて同行し、無事Aさんの永代供養を終えました。その姉も今年同じ癌で他界し、生前の希望どおり高野山で永代供養することになりました。なぜか不思議な縁を感じながら、新年早々高野山へ姉の永代供養に行ってきます。

コスモスでは定期的に入会前研修を行っています。
成年後見制度について学びたい方、興味のある方はぜひともご参加ください。

【問合先】 コスモス成年後見サポートセンター群馬県支部

群馬県行政書士会事務局内

TEL.027-234-3677 FAX.027-233-2943



行政書士会のリーフレットについて

群馬県行政書士会のリーフレットを
リニューアル作成いたしました。

業務で活用するかたは、

事務所にて **50部 500円** にて
販売いたしますので、ご利用ください。

新入会員

	会員番号 第3408号 氏 名 シゲ ヒサ サト コ 重 久 聡 子 所属支部 伊勢崎 入 会 日 2022. 9. 1		会員番号 第3409号 氏 名 コイタバシ タカ ユキ 小 板 橋 敬 之 所属支部 安 中 入 会 日 2022. 9. 1 5
	会員番号 第3410号 氏 名 タ ヨ ヒロ ミ 田 子 宏 美 所属支部 前 橋 入 会 日 2022. 10. 2		会員番号 第3411号 氏 名 ホ シナ ヒデ オ 保 科 秀 夫 所属支部 吾 妻 入 会 日 2022. 10. 2
	会員番号 第3412号 氏 名 オ フチ ヒロ フミ 小 渕 博 文 所属支部 前 橋 入 会 日 2022. 10. 1 5		会員番号 第3413号 氏 名 アラ キ リョウ スケ 荒 木 良 介 所属支部 富 岡 入 会 日 2022. 11. 1 5
	会員番号 第3414号 氏 名 カン ノ ツヨシ 閑 野 強 所属支部 前 橋 入 会 日 2022. 11. 1 5		会員番号 第3415号 氏 名 タカ ハシ カズ チカ 高 橋 孝 京 所属支部 高 崎 入 会 日 2022. 11. 1 5
	会員番号 第3416号 氏 名 ツ ツキ マサ キ 都 筑 正 樹 所属支部 前 橋 入 会 日 2022. 12. 1		会員番号 第3417号 氏 名 オオ サワ ユウ キ 大 澤 佑 喜 所属支部 高 崎 入 会 日 2022. 12. 1 5
	会員番号 第3418号 氏 名 アラ キ セイ ジ 荒 木 征 二 所属支部 高 崎 入 会 日 2022. 12. 1 5		

[入 会 者]

会員 番号	登録 番号	事務所名称	郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備 考	
		氏 名			業務内容	兼 業
3408	2214 2078	重久聡子行政書士事務所	372- 0034	伊勢崎市茂呂町2丁目2838番地5		税
		シゲ ヒサ サト コ 重 久 聡 子		TEL 0270-75-3240・FAX 0270-75-3241		
3409	2214 2169	小坂橋敬之行政書士事務所	379- 0116	安中市安中1丁目20番22号		税
		コイタバシ タカ ユキ 小坂橋 敬 之		TEL 027-382-1616・FAX 027-382-0579		
3410	2214 2247	田子宏美行政書士事務所	379- 2164	前橋市東上野町94		税
		タ ゴ ヒロ ミ 田 子 宏 美		TEL 027-261-1816・FAX 027-263-4145		
3411	2214 2248	行政書士保科秀夫事務所	377- 0423	吾妻郡中之条町大字伊勢町1314番地2		
		ホシ ナ ヒデ オ 保 科 秀 夫		TEL 090-2488-3910・FAX 0279-75-3818		
3412	2214 2347	おぶち行政書士事務所	371- 0105	前橋市富士見町石井1579番地169		
		オ ブチ ヒロ フミ 小 淵 博 文		TEL 027-288-1760・FAX 027-288-1760		
3413	2214 2527	ラフッド行政書士事務所	370- 2315	富岡市曾木579番地5		
		アラ キ リョウ スケ 荒 木 良 介		TEL 0274-63-3612・FAX 0274-64-9029		
3414	2214 2528	関野強行政書士事務所	371- 0013	前橋市西片貝町五丁目23番地14		司
		カン ノ ツヨシ 関 野 強		TEL 027-243-1500・FAX 027-243-1488		
3415	2214 2529	高橋一義行政書士事務所	370- 0069	高崎市飯塚町97-1		
		タカ ハシ カズ チカ 高 橋 壺 京		TEL 027-388-1801		
3416	2214 2625	都筑正樹行政書士事務所	371- 0014	前橋市朝日町三丁目16番地1		
		ツ ツキ マサ キ 都 筑 正 樹		TEL 090-7264-1343		
3417	2214 2709	行政書士大澤ゆうき事務所	370- 0864	高崎市石原町2048 ベルヴュー高崎B 101号		
		オオ サワ ユウ キ 大 澤 佑 喜		TEL 070-9050-9986		
3418	2214 2710	あおみどり行政書士事務所	370- 0864	高崎市石原町3290番地1 101号		
		アラ キ セイ ジ 荒 木 征 二		TEL 080-9565-6300		

会 員 各 位

名簿記載事項が変わりましたので、記載事項で、変更登録箇所を会員周知致します。
メールアドレスについては、会員より記載要望があった場合のみ掲載致します。

〔登録事項変更〕

会員 番号	登録 番号	事務所名称				郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備 考		頁
		氏 名						業務内容	兼 業	
1184	7514 0621	高橋一義行政書士事務所								43
		タカ 高	ハシ 橋	カヅ 一	ヨシ 義					
1680	8114 0963					371- 0044	前橋市荒牧町二丁目8番地17			23
		シモ 下	ダ 田	ヤス 康	ヒロ 弘					
2091	8914 1342					371- 0016	前橋市城東町一丁目31番地12			24
		オオ 大	サワ 澤	マサ 正	ミツ 光					
2480	0014 9771						TEL 027-289-0386			27
		タケノウチ 竹之内		タカ 孝	ユキ 之					
2598	0314 2318	松村行政書士事務所				377- 1711	吾妻郡草津町大字草津464番地16マウント マリーナ草津A棟1階			128
		マツ 松	ムラ 村	ヒロ 宏	シ 志					
2653	0514 0244	小野修一行政書士事務所				374- 0001	館林市大島町 520-11 TEL 090-3242-8492			134
		オ 小	ノ 野	シュウ 修	イチ 一					
2735	0714 0139					370- 3511	高崎市金古町543番地2			51
		スギ 杉	キ 木	タイ 泰	サク 作					
2870	1014 0311								税	78
		フカ 深	サワ 澤	テル 輝	ヒコ 彦					
2881	1014 0783					373- 0818	太田市小舞木町14番地1 若旅ビル203			88
		コウ 高	ノ 野	マサ 政	ユキ 幸					
2942	1114 2098	吉岡誠行政書士事務所								54
		ヨシ 吉	オカ 岡	マコト 誠						
3187	1714 1914						TEL 027-335-8480			57
		シモ 下	ジ 地	ヒロ 博	アキ 明					
3377	2214 0454						TEL 027-289-9134			71
		イ 井	ダ 田	ショウ 昇	ゴ 吾					

[退 会 者]

支部名	会 員 番 号	氏 名	退会年月日	退会区分
渋 川	2 8 6 0 (0 9 1 4 2 2 4 0)	本 多 光太郎	令和4年 8月18日	死 亡
高 崎	7 4 3 (7 0 1 4 0 2 6 2)	吉 岡 重 美	令和4年 8月31日	死 亡
館 林	2 6 8 9 (0 5 1 4 1 8 7 2)	池 田 啓 二	令和4年 9月30日	廃 業
前 橋	1 9 5 7 (8 5 1 4 3 9 3 3)	古 澤 孝	令和4年 9月30日	廃 業
吾 妻	1 6 0 2 (8 0 1 4 0 9 0 0)	山 崎 治 彦	令和4年10月31日	廃 業
高 崎	3 2 2 8 (1 8 1 4 2 2 4 3)	松 下 恵 子	令和4年10月20日	廃 業
前 橋	2 5 8 3 (0 3 1 4 1 6 8 8)	川 野 由 夫	令和4年11月 4日	死 亡
前 橋	1 5 5 1 (7 9 1 4 0 8 6 4)	井 田 攻	令和4年11月 9日	死 亡
前 橋	3 1 7 7 (1 7 1 4 1 2 2 5)	浅 田 導 夫	令和4年12月31日	廃 業

(届出受付順)

訃 報

謹んでご冥福をお祈りいたします

本 多 光太郎 先生 令和4年 8月18日逝去 渋川支部
 吉 岡 重 美 先生 令和4年 8月31日逝去 高崎支部
 川 野 由 夫 先生 令和4年11月 4日逝去 前橋支部
 井 田 攻 先生 令和4年11月 9日逝去 前橋支部
 須 賀 雅 男 先生 令和4年12月27日逝去 高崎支部

(会員名簿の変更はコピーして貼付してご利用下さい。)

[特定行政書士名簿]

所属支部 会員番号	登録 番号	事務所名称 氏 名	郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)
伊勢崎 3377	2214 0454	行政書士楓法務事務所 イ ダ ショウ コ 井 田 昇 吾	372- 0024	伊勢崎市下植木町1150番地12 TEL 027-289-9134・FAX 027-289-9035
桐生 3388	2214 0943	行政書士福田ひかる事務所 フク ダ ヒカル 福 田 光	376- 0101	みどり市大間々町大間々1550番地6 TEL 080-7856-6259・FAX 0277-72-1671
館林 3393	2214 1139	秋山有美行政書士事務所 アキ ヤマ ユ ミ 秋 山 有 美	370- 0517	邑楽郡大泉町西小泉4-2-1 TEL 080-3019-0939・FAX 0276-61-3663
吾妻 3396	2214 1309	くろいわ行政書士事務所 クロ イワ ナオ ミ 黒 岩 直 美	377- 1613	吾妻郡嬭恋村大字大笹487番地1 TEL 070-4019-1626・FAX 0279-82-1079

編集後記

2022年12月3日土曜日に入り、新型コロナウイルス感染者が全国で10万人を超えた。新型コロナワクチンを接種した人が、感染者として、巷では大きく取り上げられている。特に、日本国の首相である岸田文雄自身が感染し、極度に注意しなければならない最高重要人物が易々と感染している。なぜなのか？原因は藪の中、誰も確固たる根拠をもちあわせていない。素朴な質問、何処に新型コロナウイルスは潜んでいるの？何が発生源なのか、何が媒介なのか不明です。ワクチン接種者は、新型コロナウイルスに感染しても重症化しないことは証明されていると国会、マスコミ等では報道しているが、果たして、本当に真実なのか？誠に疑わしい。私自身、新型コロナワクチン接種は自発的に拒否しています。新型コロナウイルス自体が明確に解明されていないこの時期、ワクチンを開発すること自体、不可能ではないか？新型コロナウイルスは変異、変異と変化の一途を辿る。その変異するたびに、ワクチンを接種することが、本当に人間の体に最適なのでしょうか？私は新型コロナウイルスに感染しない方法として、人間は免疫力を備えることが最も近道であると考えます。

免疫力について、

①「生まれつき備わっている免疫」＝「自然免疫」

生まれつき備わっている免疫のことを「自然免疫」と呼びます。自然免疫は、上で述べた免疫の3つの仕組みの内、「病原体を直接食べる」ことによって成り立っています。私たちの身体に侵入して悪さをする病原体の表面には、一定の共通した特徴があります。白血球の中のマクロファージや好中球などはこうした特徴を素早く察知すると、病原体が悪さをする前に同色する働きを担うもの…。マクロファージや好中球などは生まれつき私たちの血液中に存在する細胞です。そのため、「病原体を直接食べる」ことによる免疫は生まれつき備わっている力と言えるのです。

②「生活していく中で備わっていく免疫」＝「獲得免疫」

生まれた時点では備わっていないものの、生活して様々な病原体に晒されていく中で備わる免疫のことを「獲得免疫」と呼びます。

獲得免疫は、自然免疫の力だけではカバーできない病原体から身体を守る力…と言えるもの。一度体内に侵入した病原体の特徴を覚え、次にその病原体が侵入した際に病原体を強力に攻撃する「抗体」を産生して一斉退治すること、さらにはそれらの病原体が感染した細胞を攻撃することを指します。

この獲得免疫を担うのは、「樹状細胞」と「リンパ球」。樹状細胞は、一度体内に侵入した病原体の情報を覚える細胞であり、リンパ球は抗体を作ったり、病原体が感染した細胞を直接攻撃したりする細胞のことです。(EPARK くすりの窓口から引用)

最後に、私達の体は生まれつき、物凄い、感染症に対抗できる機能、「免疫力」をもっていることを、再認識すべきです。

日常生活の食事療法、運動、血流の活発化を念頭に、日々、精進していきましょう。

きっと、新型コロナウイルスに対抗できる時が来ます。それを信じて、毎日、毎日、規則正しい質素な生活をしましょう。

広報部員 小林 大栄

行政ぐんま
第187号

発行 群馬県行政書士会
会長 秋山 賢治
〒371-0017 前橋市日吉町一丁目8番1号
(前橋商工会議所会館4館)
TEL(027)234-3677/FAX(027)233-2943
E-mail : office@gunma-gyosei.jp

担当副会長 尾池 勢一(桐生支部)
広報部長 富澤 将明(高崎支部)
同 副 部 長 仲道 さゆり(前橋支部)
広報部員 小林 大栄(前橋支部)
広報部員 後藤 康德(渋川支部)
広報部員 戸丸 和夫(沼田支部)
広報部員 柳 芳信(太田支部)

印刷 松本印刷工業(株) TEL(027)221-5015

気軽に相談
確かな手続

あなたの街の法律家 行政書士



日本行政書士会連合会
公式キャラクターユキマサくん



Q 行政書士って主にどんな仕事をしているんですか？

A 行政書士は法律にもとづく国家資格者です。国や県・市町村などの役所に提出する書類をみなさんに代わって作成したり提出の手続きを行うことが主な仕事です。

Q インターネットを利用した申請には対応できますか？

A はい。行政書士はインターネットを利用したオンライン申請などにも迅速に対応しています。

Q 役所に提出する書類以外にはどんなものがありますか？

A 権利義務や事実証明に関する書類の作成も行政書士の仕事です。例えば「契約書」「内容証明」「相続関係書類」「会社設立関係書類」などがあります。

Q 書類の作成や提出以外にはどのような仕事がありますか？

A 行政書士が作成するいろいろな書類について、みなさんの相談に応じることがもちろん大切な仕事です。

行政書士

Q & A

Q 仕事をお願いした者の個人情報等、秘密は守ってもらえますか？

A 行政書士には法律により守秘義務が課せられています。仕事の上で知り得た秘密は絶対に漏らしません。安心してご依頼ください。

暮らしに役立つ

相続・遺言に関すること

- ・遺産分割協議書の作成
- ・遺言書作成の相談
- ・戸籍調査、財産調査
- ・相続関係説明図の作成
- ・遺言書保管証明
- ・法定相続情報証明の作成



契約書・内容証明等の書類を作成すること

- ・各種契約書、協定書、示談書の作成
- ・内容証明の作成
- ・告訴、告発状の作成
- ・交通事故調査、報告書の作成などの権利、義務や事実証明に関すること

自動車に関すること

- ・自動車登録、移転、抹消届出・申請
- ・車庫証明申請
- ・出張封印取付作業代行業務

土地・建物利用に関すること

- ・農地転用許可届出申請
- ・景観条例申請
- ・開発行為許可申請
- ・土地寄附申請
- ・国有財産払下申請

日本で暮らす外国人に関すること

- ・永住許可申請
- ・帰化許可申請

ビジネスに役立つ

会社・法人設立に関すること

- ・株式会社、合同会社の設立
- ・定款の作成
- ・一般社団法人、NPO法人等の設立
- ・医療法人、宗教法人、事業協同組合、監理団体等の設立（登記申請手続を除く）

運送業者に関すること

- ・貨物運送業許可申請
- ・特殊車両通行許可申請
- ・旅客運送業免許申請
- ・倉庫業許可申請

会計業務に関すること

- ・会計記帳事務
- ・決算、財務諸表の作成
- ・融資申込手続き
- ・各種補助金申請

風俗営業や飲食店等に関すること

- ・飲食店営業許可申請
- ・カフェ、キャバクラ、スナック、ホストクラブ、パチンコ、麻雀、ゲームセンター等の営業許可申請
- ・深夜酒類提供飲食店営業開始届出

建設業者や宅建業者に関すること

- ・建設業許可申請、営業年度終了変更届出書
- ・経営規模等評価申請（経審）
- ・建設工事入札参加資格審査申請
- ・宅建業者免許申請
- ・電気工事業者登録申請
- ・解体工事業者登録申請

日本で仕事をする外国人に関すること

- ・在留資格認定申請
- ・在留資格変更許可申請
- ・在留期間更新許可申請

その他許認可申請・届出に関すること

- ・酒類販売業免許申請
- ・著作権登録申請
- ・産業廃棄物処理業許可申請
- ・米穀販売登録申請
- ・古物商許可申請
- ・その他各種許認可申請
- ・各種オンライン申請の手続

中小企業支援に関すること

- ・企業の経営や事業活動に関するアドバイス
- ・中小企業をサポート
- ・助成金の申請
- ・知的資産経営の導入や報告書の作成
- ・事業承継に関するアドバイス

特定行政書士

（平成26年12月27日施行）
により、特定行政書士が誕生しました!!

行政書士が日本行政書士会連合会の実施する研修を受講し修了することで、特定行政書士となります。特定行政書士とは、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政庁への不服申立て手続きの代理業務が行えます。特定行政書士の資格を活かし、行政不服審査法に基づく審理員、第三者機関の委員、農業委員会の中立委員等への登用を目指す働きかけもしています。



©群馬県 ぐんまちゃん
00078-01



群馬県行政書士会

事務局／前橋市日吉町1-8-1 前橋商工会議所会館 4階

TEL: 027-234-3677 FAX: 027-233-2943

